

第 7 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成16年9月30日(木) 午後1時30分から
場 所 : 那賀町総合センター 1階 大会議室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨拶

3 . 会議録署名委員の指名

4 . 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 2 5 号 委員の変更について P2
- 報告第 2 6 号 新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について . . . P3
- 報告第 2 7 号 新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について P4

(2) 協議事項

- 協議第 3 号の 1 合併の期日について (再提案) P5
- 協議第 4 号の 2 新市の名称について P7
- 協議第 5 号の 1 新市の事務所の位置について P8
- 協議第 2 2 号の 1 農業委員会の定数及び任期の取扱いについて P9
- 協議第 2 3 号の 1 一部事務組合等の取扱いについて P10
- 協議第 2 4 号の 1 公共的団体等の取扱いについて P11
- 協議第 2 5 号の 1 各種事務事業 (広報広聴関係事業) の取扱いについて . . . P1 2
- 協議第 2 6 号の 1 各種事務事業 (防災関係事業) の取扱いについて P13
- 協議第 2 7 号の 1 各種事務事業 (保育事業) の取扱いについて P14
- 協議第 2 8 号の 1 各種事務事業 (高齢者福祉事業) の取扱いについて P15
- 協議第 2 9 号の 1 各種事務事業 (障害者福祉事業) の取扱いについて P16
- 協議第 3 0 号の 1 各種事務事業 (児童福祉事業) の取扱いについて P17
- 協議第 3 1 号の 1 各種事務事業 (社会福祉事業) の取扱いについて P18
- 協議第 3 2 号の 1 各種事務事業 (健康づくり事業) の取扱いについて P19
- 協議第 3 3 号の 1 各種事務事業 (交通・防犯) の取扱いについて P20
- 協議第 3 4 号の 1 各種事務事業 (人権施策) の取扱いについて P21
- 協議第 3 5 号 上下水道事業の取扱いについて P22
- 協議第 3 6 号 各種事務事業 (環境衛生関係事業) の取扱いについて P37
(ごみ・し尿・火葬場の取扱い含む)
- 協議第 3 7 号 各種事務事業 (商工・観光振興関係事業) の取扱いについて . P45
- 協議第 3 8 号 各種事務事業 (都市計画事業) の取扱いについて P49
- 協議第 3 9 号 各種事務事業 (建設関係事業) の取扱いについて P52
- 協議第 4 0 号 各種事務事業 (公営住宅事業) の取扱いについて P61
- 協議第 4 1 号 各種事務事業 (町営バスの運行事業) の取扱いについて P66

5 . 次回協議会の開催について

6 . そ の 他

7 . 閉 会

報告第 2 5 号

委員の変更について

下記のとおり委員を変更したので報告する。

平成 1 6 年 9 月 3 0 日 報告

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

5 町 の 議 会 の 議 長

町 名	新旧の別	氏 名	変更日
粉 河 町	新	み づ 輪 光 芳 み づ 輪 光 芳	平成 1 6 年 9 月 6 日
	旧	たか はし かず まさ 高 橋 一 正	
桃 山 町	新	ふく はら のぶ ゆき 福 原 信 行	平成 1 6 年 9 月 2 8 日
	旧	おお もり みち お 大 森 道 夫	

5 町 の 議 会 が そ れ ぞ れ 推 薦 し た 議 員 1 名

町 名	新旧の別	氏 名	変更日
桃 山 町	新	おお もり みち お 大 森 道 夫	平成 1 6 年 9 月 2 8 日
	旧	やま おか とし ふみ 山 岡 年 文	

報告第26号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年9月30日報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

**新市の事務所の位置等検討小委員会
協 議 結 果 報 告
(新市の事務所の位置について)**

平成16年9月30日

新市の事務所の位置等検討小委員会協議結果報告

(新市の事務所の位置について)

新市の事務所の位置等検討小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回那賀5町合併協議会におきまして、「新市の事務所の位置について」付託を受け、これまで6回の会議を重ね協議してまいりました。

4月9日に開催された第1回小委員会では、小委員会の審議事項として、本庁舎の位置、庁舎の方式(機能)、新庁舎の建設の是非について審議することを確認しました。

本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項の「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない」という規定に留意し、具体的な検討項目としては、5町の地理的・人口的中心性(人口の集積状況)、交通の事情、主な官公署の位置関係、庁舎の施設の状況、将来展望についてそれぞれ検討しました。

6月15日に開催された第3回小委員会において、5町の地理的状況、施設の現況を総合的に判断して、現在の打田町役場庁舎を新市の事務所の位置に選定することに決定しました。

庁舎の方式については、合併のメリットである行政改革を進め、職員の削減や効率化を図るためには本庁方式が基本であります。現有の庁舎の各方式に対する施設的可能性、住民の利便性の確保、事務の効率性についてそれぞれ検討しました。

7月20日に開催された第4回小委員会において、本庁以外の旧町役場を支所とし、住民のサービスの低下を招かないような総合窓口業務等の強化を図るとともに、地域の個性を生かした支所体制を引くこと。本庁機能に該当する職員全員を収容することは、施設的に困難であるため、既存施設を有効活用し、各支所のある庁舎に分散する具体的な本庁機能をそれぞれ決定しました。

その後、各町で調整した結果、農林・商工・農業委員会を粉河庁舎、民生・介護・福祉事務所を那賀庁舎、土木・都市計画を桃山庁舎、教育委員会を貴志川庁舎へそれぞれ分散することを確認しました。

新庁舎建設については、一番効率的とされる本庁方式(集中型)に移行するためには、職員数の適正化を図りつつも集約可能な施設の確保、生活環境の変化による住民の利便性の問題もあり、また現在の各町の庁舎をみると、建築後20年以上既に経過しており、

新庁舎の建設の必要性が高まってくると考え、特に財政問題として、国の財政支援の受けられる合併特例債充当事業として位置づけるかどうかについて検討しました。

8月17日に開催された第5回小委員会において、新庁舎の建設については、合併後早々に必要はなく、新市建設計画に新庁舎建設を明記し、合併特例債の適用を受けるとのできる10年以内に新庁舎を建設すべきであることを確認しました。

以上の結果を基に、9月22日に開催された第6回小委員会において、調整方針(案)を検討した結果、次のように決定しました。

- (1) 新市の事務所の位置は、打田町大字西大井338番地(現在の打田町役場)とする。
- (2) 事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散する。
- (3) 現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置く。
なお、現在の鞆淵支所は出張所とする。
- (4) 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。

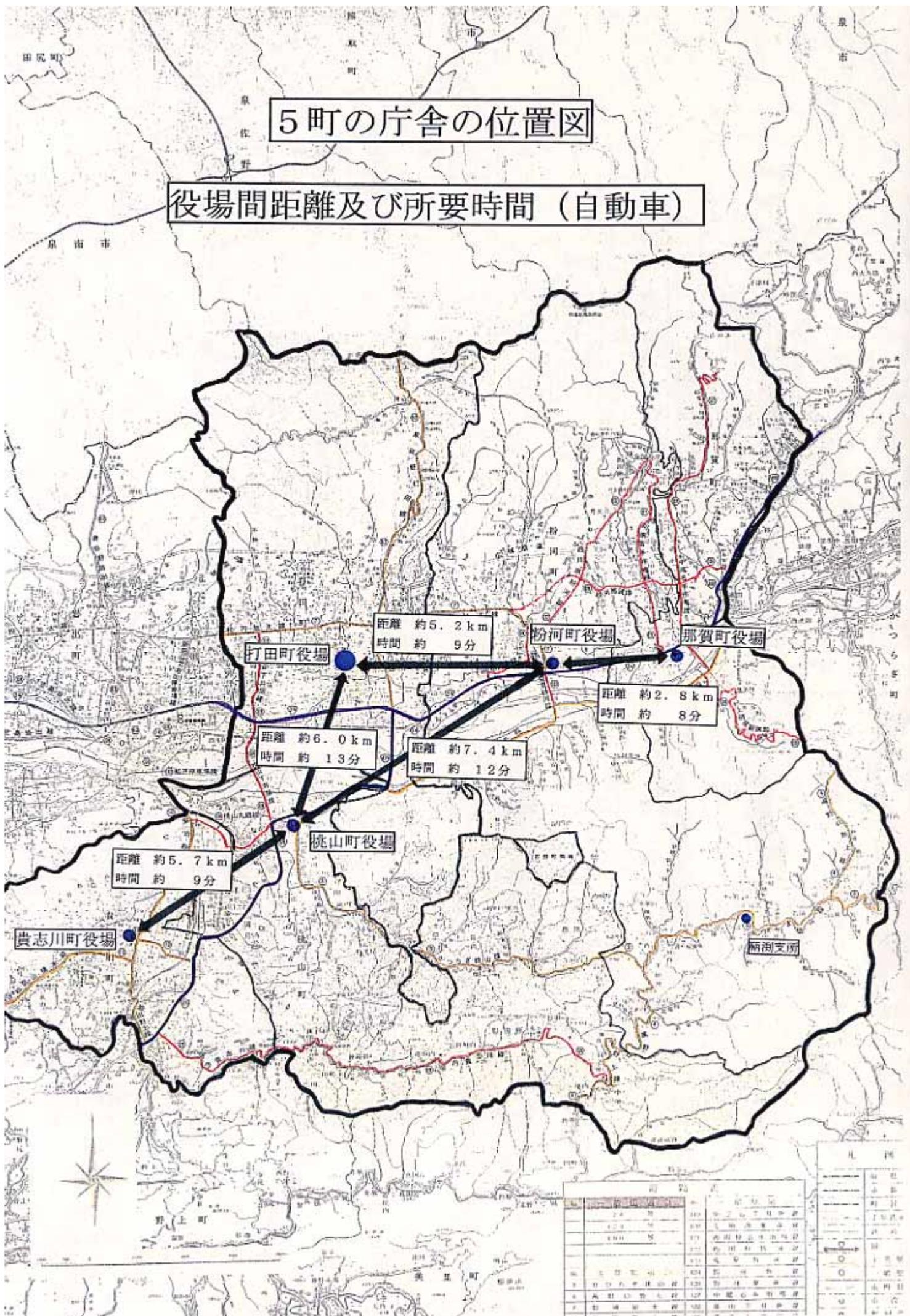
なお、那賀5町合併協議会から付託されました「新市の事務所の位置について」新市の事務所の位置等検討小委員会での審議を終了しましたので、ここに報告します。

平成16年9月30日

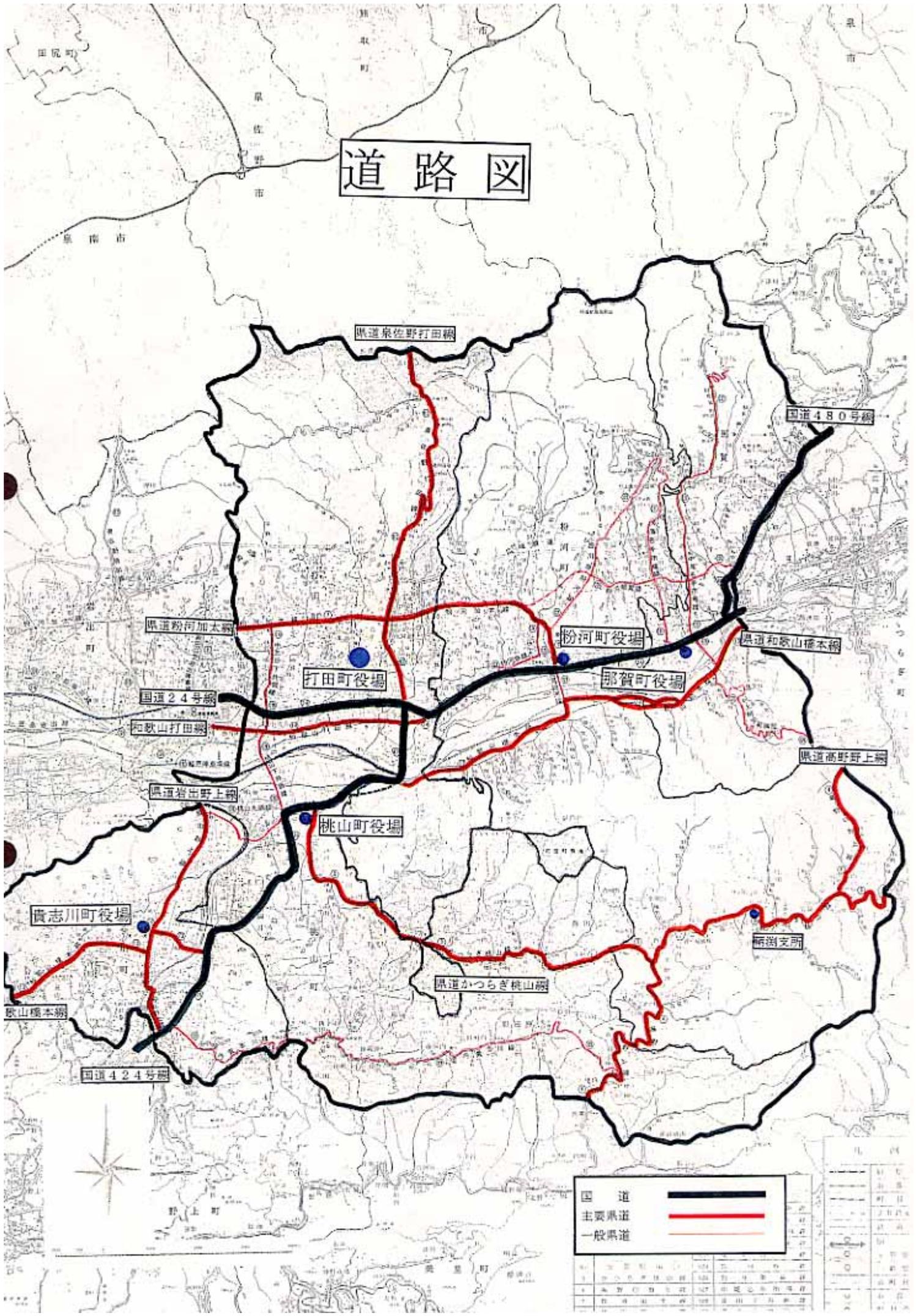
新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下忠男

5町の庁舎の位置図

役場間距離及び所要時間（自動車）



道路図



国道	
主要県道	
一般県道	

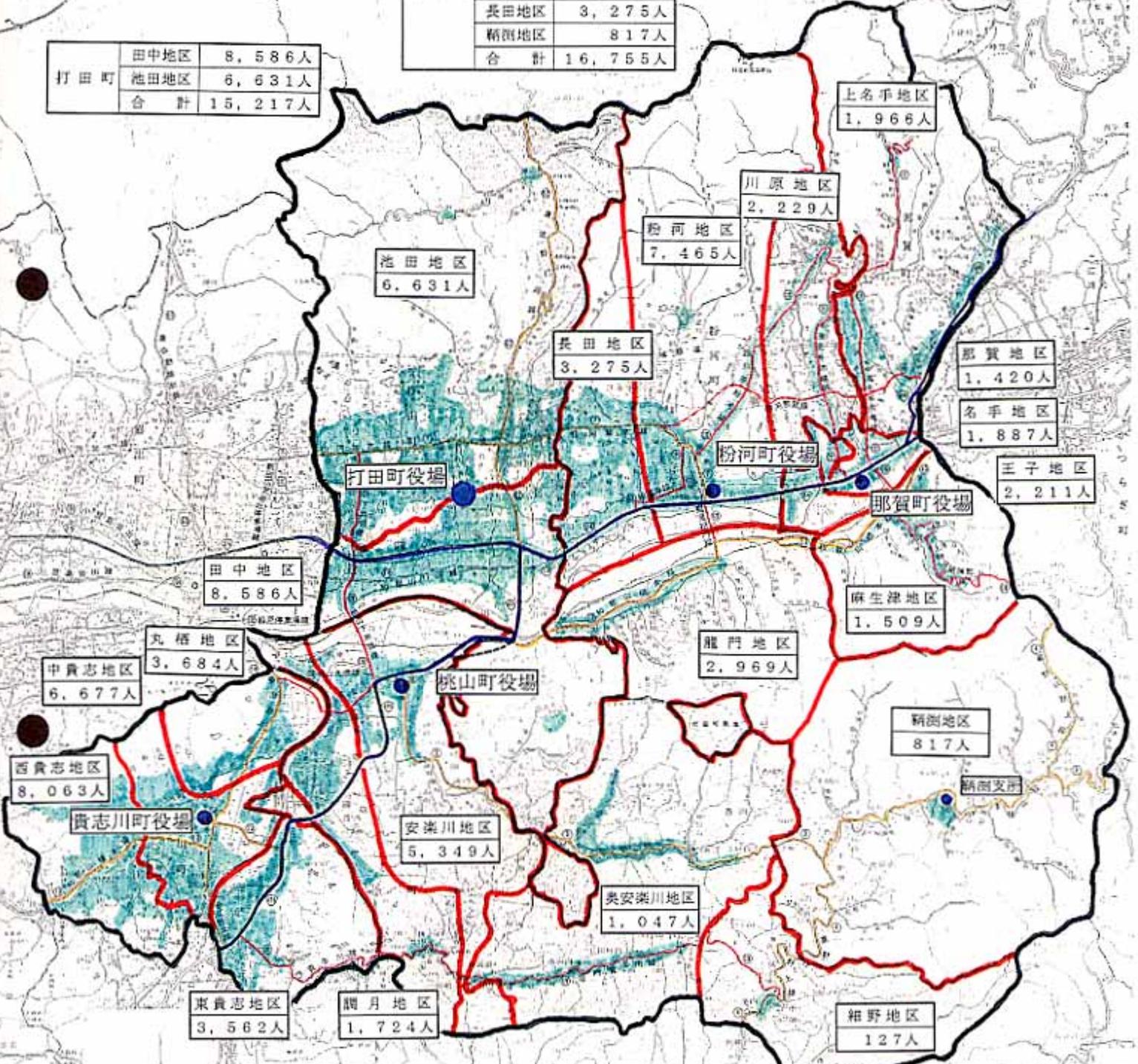
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

人口分布図 (旧村単位)

那賀町	上名平地区	1,966人
	名平地区	1,887人
	那賀地区	1,420人
	王子地区	2,211人
	麻生津地区	1,509人
	合計	8,993人

粉河町	粉河地区	7,465人
	龍門地区	2,969人
	川原地区	2,229人
	長田地区	3,275人
	精洲地区	817人
	合計	16,755人

打田町	田中地区	8,586人
	池田地区	6,631人
	合計	15,217人

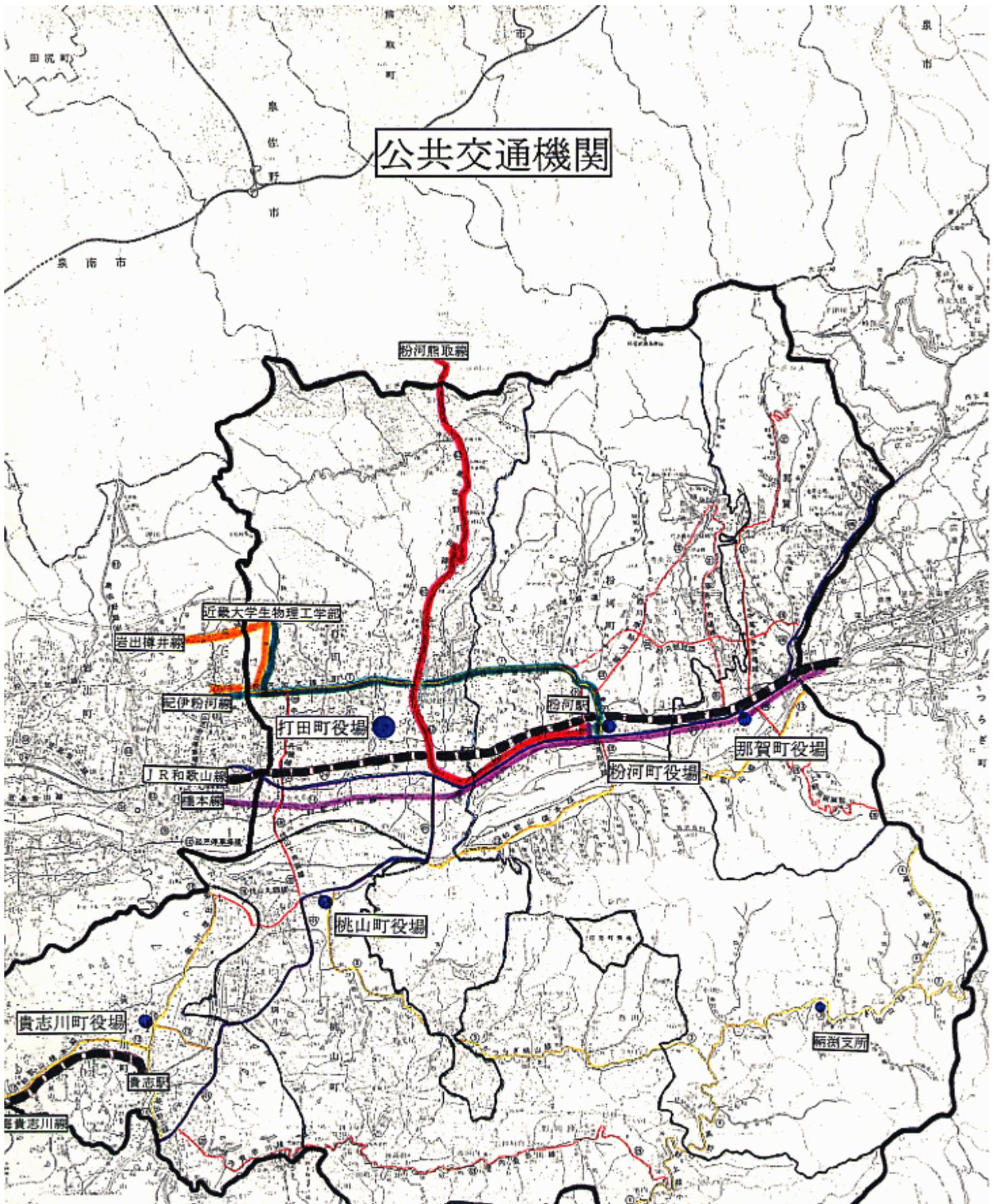


貴志川町	中貴志地区	6,677人
	東貴志地区	3,562人
	西貴志地区	8,063人
	丸橋地区	3,684人
	合計	21,986人

桃山町	安楽川地区	5,349人
	調月地区	1,724人
	奥安楽川地区	1,047人
	細野地区	127人
	合計	8,247人

平成16年2月末住基人口

公共交通機関



民間バス路線

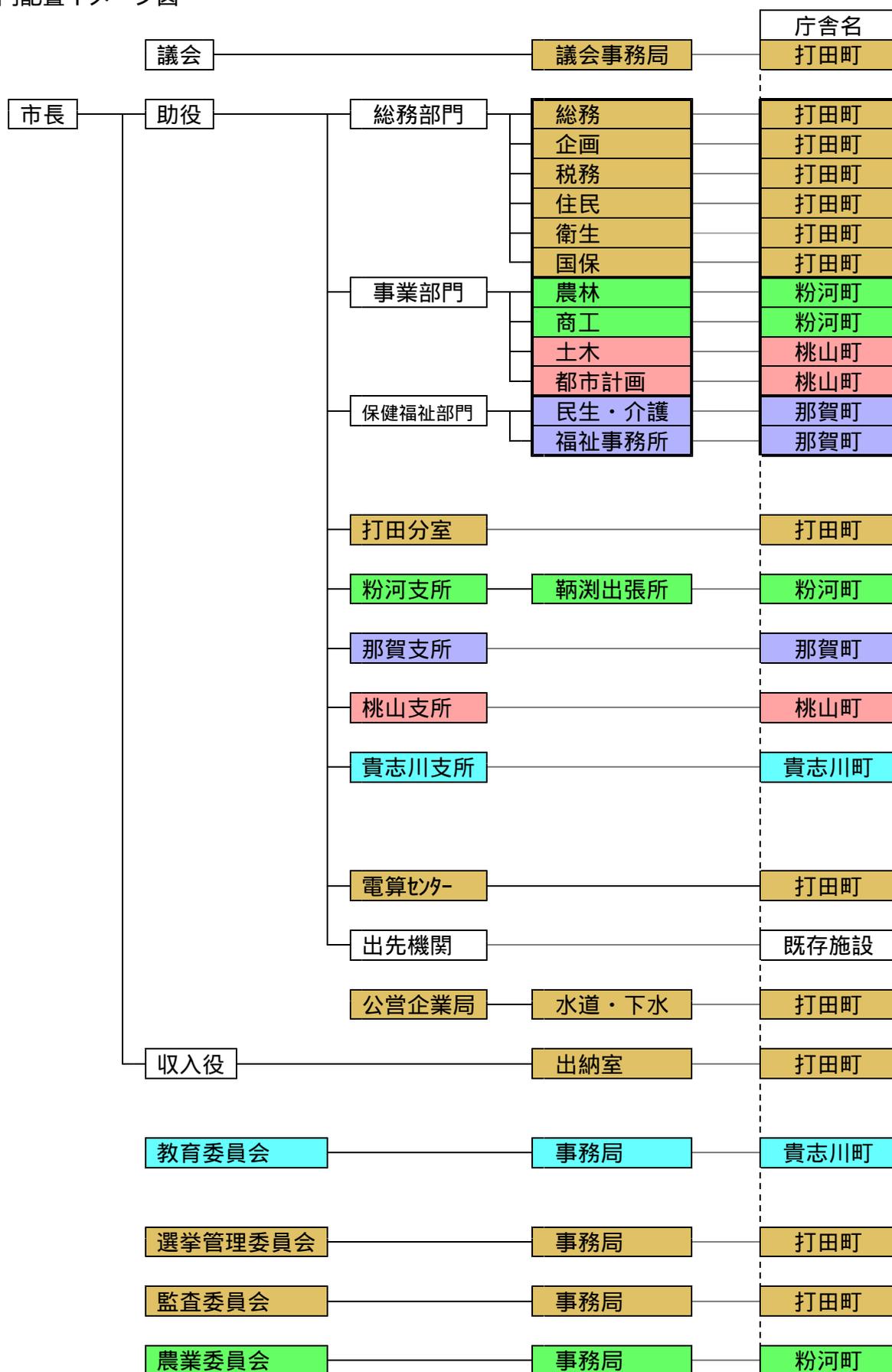
路線名	運行系統	経由地
播本線	和歌山市駅～粉河駅～播本駅前	打田・粉河・那賀
	和歌山市駅～粉河駅～那賀営業所	打田・粉河・那賀
	粉河駅前～播本駅前	粉河・那賀
紀伊粉河線	和歌山市駅～四日市～粉河駅前	打田・粉河
	紀伊駅～四日市～粉河駅前	打田・粉河
	紀伊駅前～近畿大学	打田
	和歌山市駅～近畿大学～粉河駅前	打田
岩出播井線	紀伊駅～近畿大学～粉河駅前	打田
	岩出駅前～近畿大学～播井駅前	打田
粉河熊取線	粉河駅前～熊取駅前	粉河・打田

定額表

区間	乗車回数	乗車回数	乗車回数
和歌山市駅～粉河駅前	110	110	110
和歌山市駅～粉河駅前	120	120	120
和歌山市駅～粉河駅前	130	130	130
和歌山市駅～粉河駅前	140	140	140
和歌山市駅～粉河駅前	150	150	150
和歌山市駅～粉河駅前	160	160	160
和歌山市駅～粉河駅前	170	170	170
和歌山市駅～粉河駅前	180	180	180
和歌山市駅～粉河駅前	190	190	190
和歌山市駅～粉河駅前	200	200	200



部門配置イメージ図



新市の事務所の位置等検討小委員会委員名簿

委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	山 下 忠 男	桃 山 町
副 委 員 長	原 延 治	那 賀 町
委 員	根 来 公 士	打 田 町
	木 戸 昌 明	
	奥 順 司	
	服 部 一	粉 河 町
	箕 輪 光 芳	
	大 西 洋 太 郎	
	東 健 兒	那 賀 町
	藤 田 佐 代 子	
	大 森 道 夫	桃 山 町
	西 平 美 和	
	中 村 慎 司	貴 志 川 町
	高 田 英 亮	
	田 村 美 代 子	
	堂 本 正 秀	那 賀 振 興 局

報告第 27 号

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 9 月 30 日報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸井幸次

第7回新市建設計画策定検討小委員会報告

第7回新市建設計画策定検討小委員会において、協議（決定）しました事項を那賀5町合併協議会新市建設計画策定検討小委員会規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 会議開催の状況

日 時：平成16年9月17日（金）午後1時30分 場 所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室 出席委員：10名

2. おもな協議（決定・確認）事項

新市建設計画(案)について	前回までの小委員会で確認された各項目について、修正すべき箇所と新市の主要施策・主要事業を盛り込んだ財政計画の提案があり、協議の結果、事務局案どおりで作成していくことを確認しました。 また、新市建設計画(案)については、今後細部の調整を行い、次回第8回小委員会で最終確認を行い、合併協議会に提案していくことも併せて確認しました。
---------------	--

協議第3号の1

合併の期日について（再提案）

合併の期日について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	合併の期日
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	合併の期日は、平成17年11月7日とする。

平成16年 月 日確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	合 併 の 期 日	関 係 項 目	合 併 の 期 日 に つ い て	総 務 課
調整方針（案）	合併の期日は、平成17年11月7日とする。			

関係法令

- ・市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（概要）平成16年5月19日成立

【経過措置】

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

新市発足と同時に、安定した住民サービスが提供できるよう、合併協定の締結、議会での議決を受けてからの電算システム、条例・規則の調整等、事務事業の調整期間を見込む必要がある。

- ・電算システム統合に係るスケジュール

別添那賀5町合併におけるシステム統合スケジュール（案）のとおり、最短で平成17年10月までの移行期間が必要と思われる。これについては、現在、電算業務は5町とも直接住民と係わりの深い業務を数多く処理しており、データ等については細心の注意を払い、職員が目視で最終確認する作業が必要となる。また、新システムが稼動することで、職員研修の期間やデータの追いつき作業等が必要である。

電算システム切替作業が必要となるため、「合併の期日」としては休日明けが望ましい。

- ・福祉事務所の設置

福祉事務所の設置については、社会福祉法第14条の規定により、都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。事務については、同条第6項に規定するとおり、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更正の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

また、事務移管に伴う職員研修として、法制度等理論研修で2ヶ月間、実務研修（振興局）で6ヶ月間を要するものと思われる。

- ・庁舎等の改修

各部署への職員配置及び電算インフラ整備等による本庁舎及び支所（出張所）の改修等について、相当の期間を要するものと思われる。

- ・条例・規則等の調整

現在、5町の例規集に掲載されている条例・規則等は、2,170件を数えます。これらの多くは、合併の期日に合わせて新市の市長職務執行者により一括して専決処分がなされ、新市発足とともに効力を有することとしなければなりません。協議会で協議・調整された各種事務事業の調整方針を基に、細部の調整を行い、立案・策定すべき例規を検討する必要があります。これには、例規の種類や施行方法、新例規の制定に分類し、検討・整理する必要があり、相当の期間が必要と考えます。

協議第4号の2

新市の名称について

新市の名称について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	新市の名称
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	新市の名称は、_____市とする。

平成16年 月 日確認

協議第5号の1

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	新市の事務所の位置
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>(1) 新市の事務所の位置は、打田町大字西大井338番地（現在の打田町役場）とする。</p> <p>(2) 事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散する。</p> <p>(3) 現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置く。 なお、現在の鞆淵支所は出張所とする。</p> <p>(4) 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。</p>

平成16年 月 日確認

協議第 2 2 号の 1

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>(1) 農業委員会については合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。</p> <p>(2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（以下「法律」という。）第 7 条第 1 項の規定により 3 0 人とし、選任による委員の定数については、法律第 1 2 条の定めるところによる。</p> <p>(3) 法律第 1 0 条の 2 第 2 項の規定により選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は次のとおりとするが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討する。</p> <p>第 1 選挙区（打田町）7 人、第 2 選挙区（粉河町）8 人、 第 3 選挙区（那賀町）5 人、第 4 選挙区（桃山町）5 人、 第 5 選挙区（貴志川町）5 人、 選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順とする。</p> <p>なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。</p> <p>(4) 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条を適用する。</p> <p>適用を受ける選挙による委員は 3 0 人とし、打田町農業委員会から 7 人、粉河町農業委員会から 8 人、那賀町農業委員会から 5 人、桃山町農業委員会から 5 人、貴志川町農業委員会から 5 人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この在任期間は合併の日から 1 年間とする。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

協議第23号の1

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 一部事務組合（那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く。）については、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>(2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第24号の1

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	公共的団体等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>5町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 土地開発公社の取扱いについては、</p> <p>打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものとする。</p> <p>桃山町土地開発公社については、粉河町土地開発公社に財産を無償で譲与し、合併の前日までに解散するものとする。</p> <p>粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第25号の1

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	企画部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）広報誌については、合併時に統一し情報の提供に努める。 （2）ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。 （3）行政相談については、再編を行い合併時まで調整する。

平成16年 月 日 確認

協議第26号の1

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	防災関係事業の取扱いは、次のとおりとする。 （1）防災会議については、合併時に統合する。 （2）地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 （3）消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。 （4）自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。 （5）防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。 （6）水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとする。

平成16年 月 日 確認

協議第 27 号の 1

各種事務事業（保育事業）の取扱いについて

各種事務事業（保育事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（保育事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（１）保育料については国の徴収基準額の 80%（5 町平均）を基本として調整する。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例による。</p> <p>（２）保育所（園）の設置状況について、公立保育所は現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（３）へき地保育事業及び広域入所制度については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（４）公立保育所で実施する障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育促進事業及び一時保育促進事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（５）地域子育て支援センター事業について、名手保育所及び安楽川保育所は、新市において実施する方向で調整する。</p> <p>（６）民間保育所運営補助金については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>（７）幼児教育振興運営事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（８）保護者会については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整する。</p> <p>（９）給食については現行どおり自園方式とする。</p>

平成 16 年 月 日 確認

協議第28号の1

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	住民保健福祉部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 高齢者保健福祉計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。</p> <p>(2) 介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業を基に調整し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(3) 住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 敬老会については対象者を統一し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 敬老祝金等の支給については、制度を再編し新市において引き続き実施する。</p> <p>(6) 国及び県の制度に基づき5町すべてが実施している事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(7) 重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第 29 号の 1

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 26 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 障害者基本計画については、平成 17 年度までは現行の計画を存続し、平成 18 年度に統一し策定する。</p> <p>(2) 訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 福祉タクシーについては、新市において、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券 20 枚、又は燃料券（5 リットル）10 枚とする。</p> <p>(4) 障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 難病患者日常生活用具の給付については、粉河町の例により新市において実施する。</p> <p>(6) 難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施する。</p> <p>(7) 国及び県の制度に基づく事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(8) 身体障害者医療費の助成（町単独事業）については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例とし、支払申請期限は打田町の例による。</p> <p>(9) 重度障害者等医療費の助成、更生医療の給付及び育成医療の給付については、新市においても引き続き実施する。</p>

平成 16 年 月 日 確認

協議第30号の1

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	住民保健福祉部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) ひとり親家庭等児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。</p> <p>(4) 学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。</p> <p>(5) 交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止する。</p> <p>(6) ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(7) 国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第 3 1 号の 1

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。</p> <p>(2) 民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。</p> <p>(4) 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについては、法に基づき新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。</p> <p>(6) 慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。</p> <p>(7) 慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。</p> <p>(8) 原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。</p> <p>(9) 生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に廃止する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

協議第32号の1

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度より実施内容、方法等の統一を図り実施する。</p> <p>(2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を活かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。</p> <p>(3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。</p> <p>(4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。</p> <p>(5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第33号の1

各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて

各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。</p> <p>(3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は新市において設立する。</p> <p>(4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。</p> <p>(5) チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。</p> <p>(6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。</p> <p>(7) 防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第34号の1

各種事務事業（人権施策）の取扱いについて

各種事務事業（人権施策）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年8月26日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（人権施策）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	住民保健福祉部会
事務局	調整課
調整方針（案）	人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。 （1）人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 （2）人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。 （3）人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。 （4）人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。 （5）差別事象処理組織については、合併時に再編する。 （6）住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成16年 月 日 確認

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	上下水道事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	上下水道部会
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 工業用水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 簡易水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(4) 飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする。 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び料</p>

	<p>金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(5) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
--	--

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	上下水道事業の取扱い	関 係 項 目	上水道事業の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。			

【上水道事業概要】

那 賀 5 町 の 状 況																	
項目	打田町			粉河町			那賀町			桃山町			貴志川町				
	打田町上水道			粉河町上水道			那賀町上水道			桃山町上水道			貴志川町上水道				
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度		
行政区域内人口普及率（％）	96.5	94.4	93.6	78.2	78.0	77.8	78.1	77.6	77.5	81.0	81.5	81.9	99.3	99.6	99.6		
計画給水人口普及率（％）	72.9	71.5	71.2	74.0	73.2	72.4	64.5	63.8	82.8	59.1	59.1	59.3	80.6	80.6	80.7		
配水能力（m ³ /日）	8,400	7,800	7,800	9,080	9,080	9,080	4,950	4,950	4,950	7,200	7,200	7,200	13,400	13,400	13,400		
年間総有収水量（m ³ ）	1,735,590	1,737,281	1,706,293	1,235,880	1,212,490	1,153,857	810,040	794,580	781,610	787,445	775,172	781,103	2,337,600	2,352,790	2,333,110		
有収率（％）	69.9	69.7	67.2	78.5	78.7	78.4	81.8	81.6	81.2	80.3	77.2	75.0	80.9	88.0	88.1		
施設利用率（％）	80.9	87.5	69.5	47.5	46.5	44.3	54.8	53.9	53.2	37.3	38.2	39.5	59.1	60.6	54.0		
1か月20m ³ あたりの料金（円）	3,410	3,410	3,410	4,505	4,505	4,505	3,745	3,745	3,745	3,610	3,610	3,810	2,620	2,620	2,620		
資本費（円・銭/m ³ ）	74.50	74.80	76.70	128.53	127.48	128.95	99.20	97.30	96.00	204.01	201.10	184.50	57.39	55.11	53.29		
料金回収率(供給単価/給水原価)（％）	119.1	113.5	111.5	117.1	115.2	109.9	99.3	105.0	110.6	66.4	67.6	75.0	115.8	112.9	117.8		
給水原価（円・銭/m ³ ）	155.03	164.04	165.94	213.65	217.95	228.21	192.10	182.20	173.10	275.29	274.48	259.85	113.67	116.53	111.87		
供給単価（円・銭/m ³ ）	184.63	185.06	185.14	250.28	251.12	251.00	190.82	191.40	191.40	182.67	185.62	194.92	131.67	131.62	131.81		
収益的収支 （千円）	収益	うち料金収入	320,458	321,459	315,904	309,320	304,480	289,616	154,571	152,106	149,607	143,845	143,889	152,255	307,798	309,679	307,536
		総収益	366,981	366,316	370,911	327,122	323,898	319,274	159,190	153,590	151,346	210,051	240,728	223,952	347,178	351,415	345,529
	費用	うち職員給与費	61,417	60,214	51,698	40,509	41,223	41,049	39,177	37,488	29,843	23,602	21,245	25,630	42,460	47,049	42,884
		うち減価償却費	89,135	92,547	95,932	84,426	80,901	78,244	38,091	36,846	36,865	78,273	78,273	70,634	84,076	85,442	86,376
		総費用	271,208	285,750	288,924	264,051	264,266	263,320	159,046	145,493	136,416	232,696	220,349	211,114	266,108	274,985	264,531
	純損益（収支差引）	95,773	80,566	81,987	63,071	59,632	55,954	144	8,097	14,930	22,645	20,379	12,838	81,070	76,430	80,998	
資本的収支 （千円）	収入	うち企業債	220,000	420,000	210,000	144,000	98,000	300,000	23,800	0	0	79,300	0	0	0	0	0
		うち建設改良のための企業債以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79,300	0	0	0	0	0
		資本的収入	266,961	632,903	287,721	146,321	103,179	303,089	29,680	3,938	9,496	81,749	4,331	635	0	0	0
	支出	うち建設改良費	257,635	482,002	275,572	165,065	105,298	322,949	46,841	41,446	25,926	0	0	0	27,831	21,842	6,713
		うち企業債償還金	98,228	104,506	109,377	95,714	106,672	119,246	31,574	39,895	44,887	139,499	96,246	100,384	88,882	94,751	101,022
		資本的支出	355,863	589,009	399,385	260,779	211,970	442,195	78,415	81,341	70,813	139,499	97,347	100,384	116,713	116,593	107,735
	収支差引	88,902	43,894	111,664	114,458	108,791	139,106	48,735	77,403	61,317	57,750	93,016	99,749	116,713	116,593	107,735	
累積欠損金（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	388,211	367,832	354,994	0	0	0	
企業債現在高（千円）	699,987	1,015,481	1,116,104	2,120,463	2,111,792	2,292,546	1,104,723	1,064,828	1,019,941	2,156,155	2,059,909	1,959,525	864,763	770,011	668,989		
職員数（人）	7	7	8	5	5	5	5	5	4	3	3	3	6	7	6		

【上水道使用料・メーター使用料】

那 賀 5 町 の 状 況

平成 16 年 3 月 末 現 在 (金 額 は す べ て 税 込 み)

項目		打田町		粉河町		那賀町		桃山町		貴志川町		調整の具体的内容
		打田町上水道		粉河町上水道		那賀町上水道		桃山町上水道		貴志川町上水道		
区分		基本料金(月額) (円)	超過料金 (円/m ³)	基本料金(月額) (円)	超過料金 (円/m ³)	基本料金(月額) (円)	超過料金 (円/m ³)	基本料金(月額) (円)	超過料金 (円/m ³)	基本料金(月額) (円)	超過料金 (円/m ³)	水道使用料、軽減 除及び漏水減免につ いては、合併後当分 の間、現行のとおりと する。
		一般家庭用		1,420/10 m ³	189	1,800/10 m ³	50 m ³ 超) 255 285	A) 1,690/10 m ³ B) 845/ 7 m ³	195	2,000/10 m ³	170	
公共用		3,470/20 m ³	231	5,150/20 m ³	100 m ³ 超) 330 350	3,620/20 m ³	195	4,200/10 m ³	420	3,465/20 m ³	157	
営業用		3,470/20 m ³	220	2,315/10 m ³	100 m ³ 超) 330 350	4,710/20 m ³	170	3,600/20 m ³	220	3,150/20 m ³	147	
工場等事業所用		46,200/300 m ³	220					48,000/300 m ³	170	21,000/100 m ³	210	
工事その他臨時		3,890/10 m ³	535	4,635/20 m ³	450	4,830/10 m ³	540	4,200/10 m ³	500	2,940/10 m ³	294	
消火栓演習用				3,090/1 栓・10 分間につき		5,070/1 栓・1 回につき						
浴場営業用				43,260/300 m ³	330	20,530/200 m ³	130					
庭園用						5,070/10 m ³	505					
共有(集会所等)		740/5 m ³	157									
その他小規模事務所		1,580/10 m ³	220									
共用	家庭用	1,420/10 m ³	189									
	小規模事務所	1,580/10 m ³	220									
	営業用	3,470/20 m ³	220									
水道使用料の軽減及び 免除規定		軽減免除規定 あり 漏水による減免規定 あり		軽減免除規定 あり 漏水による減免規定 あり		軽減免除規定 あり 漏水による減免規定 なし		軽減免除規定 あり 漏水による減免規定 なし		軽減免除規定 あり 漏水による減免規定 あり		
メーター 使用料	1 3 mm		105 円(月額)		155 円(月額)		105 円(月額)		110 円(月額)			メーター使用料及び 加入分担金について は、合併後当分の間、 現行どおりとする。
	2 0 mm		210 円(月額)		235 円(月額)		210 円(月額)		120 円(月額)			
	2 5 mm		262 円(月額)		310 円(月額)		220 円(月額)		190 円(月額)			
	3 0 mm		367 円(月額)				345 円(月額)		230 円(月額)			
	4 0 mm		472 円(月額)		545 円(月額)		410 円(月額)		250 円(月額)			
	5 0 mm		1,050 円(月額)		1,545 円(月額)		2,100 円(月額)		1,050 円(月額)			
	7 5 mm		2,100 円(月額)		3,090 円(月額)		2,520 円(月額)		1,580 円(月額)			
	7 5 mm超						3,150 円(月額)		別途協議			

【加入分担金・手数料】

那 賀 5 町 の 状 況

平成 16 年 3 月末現在（金額はすべて税込み）

項目		打田町		粉河町	那賀町	桃山町		貴志川町	調整の具体的内容	
		打田町上水道		粉河町上水道	那賀町上水道	桃山町上水道		貴志川町上水道		
区分		専用	共用			旧安楽川・調月	鷹巣尾・三和			
加入分担金 (円)	1 3 mm	315,000		262,500	262,500	281,000	522,900	262,000		
	2 0 mm	735,000	1,113,000	619,500	630,000	703,000	713,500	619,000		
	2 5 mm	1,155,000	1,743,000	966,000	976,500	1,267,000	1,267,000	966,000		
	3 0 mm	1,785,000	2,677,500		1,417,500	1,906,000	1,906,000			
	4 0 mm	3,045,000	4,473,000	2,478,000	2,520,000	3,140,000	3,140,000	2,478,000		
	5 0 mm	4,725,000	7,266,000	3,885,000	3,885,000	5,046,000	5,046,000	3,885,000		
	7 5 mm	10,500,000	16,663,500	8,715,000	8,767,500	10,092,000	10,092,000	8,715,000		
	臨時用		63,000							
	手 数 料	給水工事設計手数料	10,000 円 / 件		9,000 円 / 件	1,000 円 / 件	規定なし		1,000 円 / 件	手数料については、 合併時に統一する。
使用材料検査手数料		5,000 円 / 回		規定なし	300 円 / 件	規定なし		規定なし		
指定給水装置工事事業者 指定申請手数料		10,000 円 / 件		14,000 円 / 件	2,000 円 / 件	規定なし		規定なし		
設計審査手数料		5,000 円 / 回			500 円 / 件	規定なし		規定なし		
工事検査手数料		5,000 円 / 回	メータ 口径	新設又は 全面改造 工事	その他の 工事	500 円 / 件	規定なし		規定なし	
			13mm 20mm	8,000 円	4,000 円					
			25mm 40mm	10,000 円	5,000 円					
			50mm 75mm	12,000 円	6,000 円					
給水管分岐工事		4,000 円								
消防演習立会い手数料		5,000 円 / 回		規定なし	500 円 / 件	規定なし		200 円 / 1 回 (勤務時間外 5 割増)		
道路占用手続手数料	10,000 円 / 件		5,000 円 / 円	規定なし	規定なし		規定なし			
道路使用許可手続手数料	5,000 円 / 件		規定なし	規定なし	規定なし		規定なし			
水質検査手数料	規定なし		規定なし	500 円 / 件	規定なし		規定なし			
開栓手数料	2,200 円 / 件		600 円 / 回	1,000 円 / 回	1,000 円 / 件		規定なし			
閉栓手数料	規定なし		600 円 / 回	規定なし	1,000 円 / 件		規定なし			
各種証明手数料	200 円 / 件		200 円 / 件	100 円 / 件	規定なし		200 円 / 件			

【受益者負担金・検針・料金徴収】

那 賀 5 町 の 状 況

平成 16 年 3 月末現在（金額はすべて税込み）

項目		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容								
		打田町上水道	粉河町上水道	那賀町上水道	桃山町上水道	貴志川町上水道									
受益者負担金 (施設分担金)	面積算定の基準	(1) 賃貸又は分譲等を目的とする開発行為については、計画面積から公共施設面積を除いた面積 (2) 工場用地等の開発行為については、有効敷地面積とし、2階部分以上の建築物については、延床面積を加えた面積 (3) 商業用地等開発行為については、事業活動に関する面積 (4) その他の施設等の開発については、延床面積を基準とした面積	(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 3階建以上の中高層住宅の分譲等については、有効宅地面積に3階以上の床面積を加えた面積	(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 2階以上の分譲等の建物については、総床面積から1階部分の床面積を除いた面積	(1) 造成地の総面積から公共用地を除いた面積 (2) 2階以上の分譲等建物は、総床面積から1階部分の床面積を除いた面積 ・私設消火栓分担金 消火栓1栓当たり 年 30,000 円	(1) 分譲住宅の開発行為等については、計画総面積から公共施設面積等を除いた面積 (2) 共同住宅の開発行為等については、延床面積から公共施設面積及び共用部分等を除いた面積 (3) 店舗の開発行為等については、小売業の事業活動に関する床面積 (4) その他の施設の開発行為等については、延床面積を基準とした面積 ・臨時用分担金 分水栓及び量水器の口径 13m 分担金の額 52,500 円	受益者負担金（施設分担金）については、合併時に統一する。								
	金額	1,430 円 / m ²	1,050 円 / m ²	1,050 円 / m ²	1,000 円 / m ²	1,050 円 / m ²									
検針	検針人数	委託検針員(12人)による検針	委託検針員(4人)による検針	委託検針員(5人)による検針	臨時職員(1人)による検針	水道課職員(3人)、及び委託検針員(6人)による検針	検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。								
	検針月	毎月検針	毎月検針	毎月検針	隔月検針	毎月検針									
	検針員委託料	1件につき 80 円	1件につき 80 円	55,000 ~ 75,000 円 / 月額 (受持ち戸数により異なる)	(臨時職員)	1件につき 70 円									
料金徴収	納付書の発行日	毎月 10 日前後	毎月 20 日前後	毎月 20 日前後	毎月 1 日	毎月 17 日前後									
	納期限	窓口納付	毎月 25 日	窓口納付	毎月末	窓口納付	毎月末								
		口座振替	毎月 25 日	口座振替	毎月 26 日	口座振替	毎月 24 日								
		集金	毎月 25 日	集金	翌月 20 日	集金	毎月末								
	集金委託先	委託集金人 18 人	徴収員 2 人	徴収員 5 人	委託集金人 2 人	委託集金人 2 人									
	集金委託単価	集金額の 3%	1件につき 140 円	検針委託料に含む。	1件につき 130 円	120 円 / 1 件 + 集金額の 3%									
徴収の形態		栓数	割合	栓数	割合	栓数	割合	栓数	割合	栓数	割合				
	窓口納付	651	12.8%	窓口納付	96	2.3%	窓口納付	61	2.4%	窓口納付	135	6.3%	窓口納付	312	4.6%
	口座振替	3,770	74.1%	口座振替	3,470	83.7%	口座振替	2,120	83.2%	口座振替	1,905	88.9%	口座振替	5,993	88.7%
	集金	665	13.1%	集金	578	14.0%	集金	366	14.4%	集金	102	4.8%	集金	454	6.9%

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	上下水道事業の取扱い	関 係 項 目	工業用水道事業の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	工業用水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			

那賀5町の状況

項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町			貴志川町	調整の具体的内容
				桃山町工業用水道				
				13年度	14年度	15年度		
収益的収支 (千円)	収益	うち料金収入			29,830	20,858	25,036	桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
		総収益			31,668	23,161	26,722	
	費用	うち減価償却費			9,556	7,610	4,116	
		総費用			29,940	24,359	20,961	
純損益（収支差引）				1,728	1,198	5,761		
資本的収支 (千円)	収入	うち企業債			0	0	0	
		うち建設改良のための企業債以外			0	0	0	
		資本的収入			0	0	0	
	支出	うち建設改良費			0	2,650	0	
		うち企業債償還金			5,481	5,791	6,119	
		資本的支出			5,481	8,441	6,119	
収支差引				5,481	8,441	6,119		
累積欠損金 (千円)				49,093	50,291	44,530		
企業債現在高 (千円)				151,674	145,883	139,764		
職員数 (人)				1	1	1		
給水先事業所数 (か所)				4	5	5		
取水能力 (m ³ /日)				2,300	2,300	2,300		
配水能力(計画) (m ³ /日)				2,300	2,300	2,300		
配水能力(現在) (m ³ /日)				1,300	1,300	1,300		
年間総配水量 (千m ³)				301	222	243		
契約水量(水量) (m ³ /日)				720	735	755		
有収水量(計量分) (千m ³)				275	202	219		
有収水量(料金算定分) (千m ³)				373	261	313		
使用料金(月額)				基本料金	80円/m ³			
				特定料金	80円/m ³			
				超過料金	80円/m ³			
メーター使用料				規定なし				
加入分担金				規定なし				
施設分担金				規定なし				
手数料				工事設計、設計審査、工事検査及びメーター検査 1,000円/1件				
検針及び料金徴収	検針の方法			臨時職員による毎月検針				
	料金徴収の形態			口座振替又は納付書により徴収				

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協定項目	上下水道事業の取扱い	関係項目	簡易水道事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 簡易水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。			

【概要】

那 賀 5 町 の 状 況																				
項目	打田町			粉河町						那賀町										
	高野・五百谷地区簡易水道			粉河町簡易水道			西川原簡易水道			麻生津簡易水道			西脇横谷簡易水道			名手上簡易水道				
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度		
対行政区域内人口普及率 (%)		-	82.9	82.9	7.3	7.3	7.1				11.1	11.8	12.0	3.7	5.0	4.6	1.8	1.8	1.8	
対計画給水人口普及率 (%)		-	88.2	88.2	67.2	66.9	64.6				93.7	98.8	99.8	52.6	70.3	64.5	76.6	77.0	78.0	
配水能力 (m³/日)		-	240	240	847	847	847				425	425	425	299.4	299.4	299.4	121.2	121.2	121.2	
年間総有収水量 (m³)		-	14,297	13,633	79,198	78,418	78,785				94,333	99,021	104,072	44,361	50,116	49,990	6,535	6,878	6,151	
有収率 (%)		-	84.2	86.8	87.4	83.9	81.2				91.3	90.6	90.8	92.9	90.5	90.7	88.2	88.3	88.5	
施設利用率 (%)		-	19.4	17.9	29.3	30.2	31.3				60.8	63.8	66.9	40.6	45.9	45.6	14.8	15.5	13.9	
1か月10m³あたりの料金(円)		-	1,420	1,420	1,955	1,955	1,955				1,250	1,250	1,250	1,300	1,300	1,300	3,100	3,100	3,100	
資本費 (円・銭/m³)		-	-	-	12.10	41.00	59.40				59.15	56.87	52.63	-	-	-	-	-	-	
料金回収率 (%)		-	86.9	87.8	142.5	140.1	75.1				119.08	85.11	124.18	87.60	107.40	91.84	87.34	147.82	105.80	
給水原価 (円・銭/m³)		-	232.90	174.60	170.36	205.14	325.20				124.28	173.72	118.53	161.28	133.33	157.10	504.35	296.82	420.76	
供給単価 (円・銭/m³)		-	202.30	198.70	242.77	247.90	244.49				147.99	147.85	147.19	141.27	143.17	144.28	440.50	438.75	445.15	
収益的収支 (千円)	収益	うち料金収入	-	2,893	2,709	19,227	19,440	19,262				13,961	14,641	15,318	6,267	7,175	7,213	2,827	3,018	2,738
		総収益	-	3,330	2,709	20,210	20,478	20,295				13,971	15,712	15,377	7,132	7,776	8,141	3,719	3,035	2,767
	費用	うち職員給与費	-	0	0	5,195	5,114	5,329				0	0	0	0	0	0	0	0	0
		総費用	-	3,330	2,380	13,492	13,877	21,903				9,470	11,663	9,783	3,367	6,682	7,853	3,296	2,042	2,588
収支差引		-	0	329	6,718	6,601	1,608				4,501	4,049	5,594	3,765	1,094	288	423	993	179	
資本的収支 (千円)	収入	うち地方債	-	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資本的収入	-	0	0	0	0	3,718				5,250	2,069	450	0	250	0	0	0	0
	支出	うち建設改良費	-	0	0	0	0	0				0	3,140	0	3,787	0	0	0	0	0
		うち地方債償還金	-	0	0	0	2,210	3,718				2,254	2,398	2,552	0	0	0	0	0	0
		資本的支出	-	0	0	0	2,210	3,718				2,254	5,538	2,552	3,787	0	0	0	0	0
	収支差引		-	0	0	0	0	0				2,996	3,469	2,102	3,787	250	0	0	0	0
収支再差引(千円)		-	0	329	6,718	6,601	1,608				7,497	580	3,492	22	1,344	288	423	993	179	
実質収支(千円)		-	0	329	47,415	54,016	52,408				7,497	580	3,492	22	1,344	288	423	993	179	
地方債現在高(千円)		-	0	0	57,900	55,690	51,972				106,843	104,455	101,893	-	-	-	-	-	-	
職員数(人)		-	7	8	1	1	1				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

那 賀 5 町 の 状 況

項目	那賀町			桃山町									貴志川町			備考		
	葛谷簡易水道			善田・大原簡易水道			黒川簡易水道			野田原・脇谷簡易水道			該当なし					
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度			
対行政区域内人口普及率 (%)				4.2	4.0	3.9	3.4	3.2	3.2	4.3	4.5	4.2				備考 名手上簡易水道及び葛谷簡易水道は、平成17年度中に那賀町上水道事業へ統合予定		
対計画給水人口普及率 (%)				66.0	62.5	60.6	80.9	77.1	75.7	89.1	91.8	86.9						
配水能力 (m ³ /日)				281	281	281	164	164	164	195	195	195						
年間総有収水量 (m ³)				24,964	23,961	23,518	11,352	12,264	12,413	11,396	15,439	11,823						
有収率 (%)				96.3	95.8	98.0	98.1	93.6	96.3	90.7	97.5	94.9						
施設利用率 (%)				25.3	24.4	23.4	19.3	21.9	21.6	17.7	22.3	17.5						
1か月10m ³ あたりの料金(円)				2,100	2,100	2,100	2,500	2,500	2,500	2,800	2,800	2,800						
資本費 (円・銭/m ³)				-	-	-	-	-	-	-	-	-						
料金回収率 (%)				97.8	94.8	114.8	89.7	86.7	96.3	107.5	124.7	85.2						
給水原価 (円・銭/m ³)				312.85	360.21	259.89	406.18	395.47	353.10	463.85	423.73	563.31						
供給単価 (円・銭/m ³)				305.88	341.30	298.41	364.43	342.87	339.89	498.51	528.53	480.08						
収益的収支 (千円)	収益	うち料金収入				7,636	8,178	7,018	4,137	4,205	4,219	5,681	8,160	5,676				
		総収益				8,950	9,468	9,291	4,557	5,216	4,640	7,685	10,876	6,731				
	費用	うち職員給与費				3,649	3,552	2,460	2,269	2,373	2,020	831	863	2,321				
		総費用				7,810	8,631	6,112	4,611	4,850	4,383	5,286	6,542	6,660				
	収支差引				1,140	837	3,179	54	366	257	2,399	4,334	71					
資本的収支 (千円)	収入	うち地方債				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		資本的収入				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	支出	うち建設改良費				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		うち地方債償還金				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		資本的支出				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		収支差引				0	0	0	0	0	0	0	0	0				
収支再差引(千円)				1,140	837	3,179	54	366	257	2,399	4,334	71						
実質収支(千円)				33	460	1,396	152	278	254	638	465	506						
地方債現在高(千円)				0	0	0	0	0	0	0	0	0						
職員数(人)				1	1	1	1	1	1	1	1	1						

管理主体は地元
給水戸数 35 戸
給水人口 140 人

【水道使用料・メーター使用料】

那 賀 5 町 の 状 況

平成15年度末現在

項目	打 田 町		粉 河 町		麻生津簡易水道		西脇横谷簡易水道		名手上簡易水道			
	高野・五百谷地区簡易水道		粉河町簡易水道		麻生津簡易水道		西脇横谷簡易水道		名手上簡易水道			
	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)		
水道使用料	一般家庭用	1,420/10 m ³	189	1,800/10 m ³	255 50 m ³ 超) 285	A) 1,250/10 m ³ B) 625/ 7 m ³	150	A) 1,200/10 m ³ B) 600/ 7 m ³	140	A) 3,000/10 m ³ B) 1,500/ 7 m ³	350	
	公共用	3,470/20 m ³	231	5,150/20 m ³	330 100 m ³ 超) 350	2,750/20 m ³	150	2,700/20 m ³	140	7,700/20 m ³	400	
	営農用	1,050/10 m ³	157									
	営業用	3,470/20 m ³	220	2,315/10 m ³	330 100 m ³ 超) 350	2,500/20 m ³	125	2,400/20 m ³	125	7,000/20 m ³	360	
	浴場営業用			43,260/300 m ³	330	15,000/200 m ³	100	10,300/20 m ³	110			
	庭園用					3,125/10 m ³	375	3,000/10 m ³	385			
	工事その他臨時	3,890/10 m ³	535	4,635/20 m ³	450	3,750/10 m ³	375	3,700/10 m ³	385	7,000/10 m ³	800	
	消火栓演習用			1 栓 1 回につき 3,090 円								
	共用	家庭用					1,250/10 m ³	150	1,200/10 m ³	140	3,000/10 m ³	350
		営農用							850/10 m ³	100	2,200/10 m ³	250
メーター使用料	1 3 mm		105 円 / 月額		155 円 / 月額		100 円 / 月額		100 円 / 月額		100 円 / 月額	
	2 0 mm		210 円 / 月額		235 円 / 月額		200 円 / 月額		200 円 / 月額		200 円 / 月額	
	2 5 mm		262 円 / 月額		310 円 / 月額		210 円 / 月額		210 円 / 月額		210 円 / 月額	
	3 0 mm		367 円 / 月額				330 円 / 月額		330 円 / 月額		330 円 / 月額	
	4 0 mm				545 円 / 月額		390 円 / 月額		390 円 / 月額		390 円 / 月額	
	5 0 mm		1,050 円 / 月額		1,545 円 / 月額		2,000 円 / 月額		2,000 円 / 月額		2,000 円 / 月額	
	7 5 mm				3,090 円 / 月額		2,400 円 / 月額		2,400 円 / 月額		2,400 円 / 月額	
	7 5 mm 超						3,000 円 / 月額		3,000 円 / 月額		3,000 円 / 月額	

那 賀 5 町 の 状 況

平成15年度末現在

項目	桃 山 町		野田原・脇谷簡易水道		貴志川町		調整の具体的内容		
	善田・大原簡易水道		黒川簡易水道		該当なし				
	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)	月額基本料(円)	超過料金(円/m ³)			
水道使用料	一般家庭用	2,000/10 m ³	180	2,400/10 m ³	250	2,700/10 m ³	250	簡易水道使用料については、合併後当分の間、現行のとおりとする。	
	公共用	4,200/10 m ³	640	4,600/10 m ³	800	5,000/10 m ³	880		
	営農用								
	営業用	2,200/15 m ³	340	2,600/15 m ³	400	3,000/15 m ³	480		
	浴場営業用								
	庭園用								
	工事その他臨時	320/ 1 m ³	320	400/ 1 m ³	320	400/ 1 m ³	400		
	消火栓演習用								
	共用	家庭用							
		営農用	150 円以内/1 m ³	150 円以内 (運用として120 円)	200 円以内/1 m ³	200 円以内 (運用として160 円)	230 円以内/1 m ³		230 円以内 (運用として230 円)
メーター使用料	1 3 mm		100 円 / 月額		100 円 / 月額		100 円 / 月額	メーター使用料については、合併後当分の間、現行のとおりとする。	
	2 0 mm		120 円 / 月額		120 円 / 月額		120 円 / 月額		
	2 5 mm		190 円 / 月額		190 円 / 月額		190 円 / 月額		
	3 0 mm		230 円 / 月額		230 円 / 月額		230 円 / 月額		
	4 0 mm								
	5 0 mm								
	7 5 mm								
	7 5 mm 超								

【加入分担金・手数料・受益者負担金】

		那 賀 5 町 の 状 況						平成15年度末現在			調整の具体的内容
項目		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町			桃 山 町			貴志川町	
		高野・五百谷地区 簡易水道	粉河町 簡易水道	麻生津 簡易水道	西脇横谷 簡易水道	名手上 簡易水道	善田・大原 簡易水道	黒川 簡易水道	野田原・脇谷 簡易水道	該当なし	
加入分担金 (円)	13mm	315,000	262,500	150,000	250,000	250,000	489,300	588,000	673,000		加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。
	20mm	735,000	619,500	400,000	600,000	600,000	713,500	856,800	980,000		
	25mm	1,155,000	966,000	600,000	930,000	930,000	1,121,300	1,121,300	1,121,300		
	30mm	1,785,000		750,000	1,350,000	1,350,000	1,733,000	1,733,000	1,733,000		
	40mm		2,478,000	1,420,000	2,400,000	2,400,000					
	50mm		3,885,000	2,350,000	3,700,000	3,700,000					
	75mm		8,715,000	5,170,000	8,350,000	8,350,000					
手数料	給水工事設計手数料	規定なし	9,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		各種手数料については、合併時に統一する。
	指定給水装置工事事業者指定申請手数料	10,000円/回	14,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		
	設計審査手数料	5,000円/回	上水道に同じ	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		
	消防演習立会手数料	5,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		
	道路占用手続手数料	規定なし	5,000円/回	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし		
	開栓手数料	2,200円/件	600円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回		
	閉栓手数料	規定なし	600円/回	規定なし	規定なし	規定なし	1,000円/回	1,000円/回	1,000円/回		
	各種証明手数料	200円/件	200円/件	100円/件	100円/件	100円/件	規定なし	規定なし	規定なし		
受益者負担金 (施設分担金)	対象	規定なし	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	水道施設を使用しようとするもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの	開発面積1,000㎡以上又は、5区画以上のもの		受益者負担金(施設分担金)については、合併時に統一する。
	金額	規定なし	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,050円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡	1,000円/㎡		

【検針・徴収】

		那 賀 5 町 の 状 況				平成15年度末現在		調整の具体的内容
項目		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴志川町		
		委託検針員(1名)による検針	委託検針員による検針	委託検針員(2名)による検針	委託検針員による検針	該当なし		
検針	検針人数	委託検針員(1名)による検針	委託検針員による検針	委託検針員(2名)による検針	委託検針員による検針	該当なし	検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。	
	検針月	毎月検針	毎月検針	毎月検針	隔月検針			
	検針員委託料	1件につき80円	1件につき80円	13,000~44,300円/月額 (受持ち戸数により異なる。 なお、集金委託料含む。)	1件につき150円(善田・大原・黒川) 1件につき130円(野田原・脇谷)	該当なし		
料金徴収の形態		口座振替又は納付書により徴収	口座振替又は納付書により徴収及び窓口納付	口座振替又は納付書により徴収	口座振替又は納付書により徴収			

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	上下水道事業の取扱い	関 係 項 目	飲料水供給施設事業の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）、検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一する。			

【概要】

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容																																																							
打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																																																									
(1) 町が管理する施設 (平成15年度決算) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>神通・中畑 飲料水供給施設</th> </tr> <tr> <td>給水戸数</td> <td>24 戸</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>43 人</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>5,711 m³</td> </tr> <tr> <td>一日平均配水量</td> <td>15 m³</td> </tr> <tr> <td>一日最大配水量</td> <td>25 m³</td> </tr> <tr> <td>総有収水量</td> <td>2,183 m³</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>38.22%</td> </tr> <tr> <td>料金回収率</td> <td>26.42%</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>239.6 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>907.0 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>総収益</td> <td>523 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用</td> <td>1,980 千円</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td>1,457 千円</td> </tr> </table>	名称	神通・中畑 飲料水供給施設	給水戸数	24 戸	給水人口	43 人	年間総配水量	5,711 m ³	一日平均配水量	15 m ³	一日最大配水量	25 m ³	総有収水量	2,183 m ³	有収率	38.22%	料金回収率	26.42%	供給単価	239.6 円 / m ³	給水原価	907.0 円 / m ³	総収益	523 千円	総費用	1,980 千円	純利益	1,457 千円	(1) 町が管理する施設 該当なし (2) 地元が管理する施設 東杉原水道組合 東杉原飲料水供給施設 給水戸数 56 戸、給水人口 137 人 西杉原南部簡易水道組合 西杉原南部飲料水供給施設 給水戸数 49 戸、給水人口 162 人 遠方中垣内水道組合 中垣内飲料水供給施設 給水戸数 26 戸、給水人口 84 人 遠方西水道組合 遠方西飲料水供給施設 給水戸数 17 戸、給水人口 51 人 遠方東水道組合 遠方東飲料水供給施設 給水戸数 5 戸、給水人口 20 人 露谷水道組合 露谷飲料水供給施設 給水戸数 7 戸、給水人口 31 人 槇の尾水道組合 槇の尾飲料水供給施設 給水戸数 26 戸、給水人口 110 人 東出水道組合 東出飲料水供給施設 給水戸数 42 戸、給水人口 145 人 木の下地区簡易水道組合 木の下飲料水供給施設 給水戸数 9 戸、給水人口 45 人 上勝神水道組合 上勝神地区飲料水供給施設 給水戸数 14 戸、給水人口 36 人 下勝神水道組合 下勝神飲料水供給施設 給水戸数 10 戸、給水人口 40 人 中鞆淵蕨谷水道組合 中鞆淵飲料水供給施設 給水戸数 6 戸、給水人口 10 人 中鞆淵咲林水道組合 中鞆淵咲林飲料水供給施設 給水戸数 3 戸、給水人口 6 人 和田水道組合 和田飲料水供給施設 給水戸数 11 戸、給水人口 35 人 彦谷口水道組合 彦谷口飲料水供給施設 給水戸数 10 戸、給水人口 26 人 おやの飲料水供給施設組合 給水戸数 13 戸、給水人口 54 人 ~ については、設置・維持管理に関する補助制度有り	(1) 町が管理する施設 該当なし (2) 地元が管理する施設 中尾飲料水供給施設 給水戸数 15 戸 給水人口 44 人	(1) 町が管理する施設 (平成15年度決算) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>銚子ノ口 飲料水供給施設</th> </tr> <tr> <td>給水戸数</td> <td>15 戸</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>44 人</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>4,225 m³</td> </tr> <tr> <td>一日平均配水量</td> <td>12 m³</td> </tr> <tr> <td>一日最大配水量</td> <td>13 m³</td> </tr> <tr> <td>総有収水量</td> <td>3,650 m³</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>86.40%</td> </tr> <tr> <td>料金回収率</td> <td>15.76%</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>127.67 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>810.14 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>総収益</td> <td>3,042 千円</td> </tr> <tr> <td>総費用</td> <td>2,957 千円</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td>85 千円</td> </tr> </table>	名称	銚子ノ口 飲料水供給施設	給水戸数	15 戸	給水人口	44 人	年間総配水量	4,225 m ³	一日平均配水量	12 m ³	一日最大配水量	13 m ³	総有収水量	3,650 m ³	有収率	86.40%	料金回収率	15.76%	供給単価	127.67 円 / m ³	給水原価	810.14 円 / m ³	総収益	3,042 千円	総費用	2,957 千円	純利益	85 千円	(1) 町が管理する施設 該当なし (2) 地元が管理する施設 該当なし	神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。
名称	神通・中畑 飲料水供給施設																																																												
給水戸数	24 戸																																																												
給水人口	43 人																																																												
年間総配水量	5,711 m ³																																																												
一日平均配水量	15 m ³																																																												
一日最大配水量	25 m ³																																																												
総有収水量	2,183 m ³																																																												
有収率	38.22%																																																												
料金回収率	26.42%																																																												
供給単価	239.6 円 / m ³																																																												
給水原価	907.0 円 / m ³																																																												
総収益	523 千円																																																												
総費用	1,980 千円																																																												
純利益	1,457 千円																																																												
名称	銚子ノ口 飲料水供給施設																																																												
給水戸数	15 戸																																																												
給水人口	44 人																																																												
年間総配水量	4,225 m ³																																																												
一日平均配水量	12 m ³																																																												
一日最大配水量	13 m ³																																																												
総有収水量	3,650 m ³																																																												
有収率	86.40%																																																												
料金回収率	15.76%																																																												
供給単価	127.67 円 / m ³																																																												
給水原価	810.14 円 / m ³																																																												
総収益	3,042 千円																																																												
総費用	2,957 千円																																																												
純利益	85 千円																																																												
(2) 地元が管理する施設 五百谷地区飲料水供給施設 給水戸数 12 戸			(2) 地元が管理する施設 該当なし																																																										

【水道使用料・メーター使用料・加入分担金】

		那 賀 5 町 の 状 況				平成 15 年度末現在		調整の具体的内容	
項目		打田町		粉河町	那賀町	桃山町			貴志川町
		神通・中畑 飲料水供給施設		該当なし	該当なし	銚子ノ口 飲料水供給施設			該当なし
水道使用料	区分	月額基本料	超過料金			月額基本料	超過料金	水道使用料、メーター使用料 及び加入分担金については、合 併後当分の間、現行のとおりと する。	
		一般家庭用	1,420 円/10 m ³	189 円/m ³			1,370 円/10 m ³		100 円/m ³
	公共用	3,470 円/20 m ³	231 円/m ³						
	営農用	1,050 円/10 m ³	157 円/m ³						
	営業用	3,470 円/20 m ³	220 円/m ³						
	工事その他臨時	3,890 円/10 m ³	535 円/m ³						
メーター使用料	1 3 mm		105 円 (月額)				30 円 (月額)	各種手数料、受益者負担金 (施設分担金)、検針業務及び 料金の徴収方法については、合 併時に統一する。	
	2 0 mm		210 円 (月額)				120 円 (月額)		
	2 5 mm		262 円 (月額)						
	3 0 mm		367 円 (月額)						
	4 0 mm								
	5 0 mm		1,050 円 (月額)						
	7 5 mm								
加入分担金	1 3 mm		315,000 円				281,000 円		
	2 0 mm		735,000 円				703,000 円		
	2 5 mm		1,155,000 円				別途協議		
	3 0 mm		1,785,000 円				別途協議		
	4 0 mm						別途協議		
	5 0 mm						別途協議		
	7 5 mm						別途協議		
手数料	給水工事設計手数料	規定なし				規定なし			
	指定給水装置工事事業 者指定申請手数料	10,000 円 / 回				規定なし			
	設計審査手数料	5,000 円 / 回				規定なし			
	消防演習立会手数料	5,000 円 / 回				規定なし			
	道路占用手続手数料	規定なし				規定なし			
	開栓手数料	2,200 円 / 件				1,000 円 / 回			
	閉栓手数料	規定なし				1,000 円 / 回			
	各種証明手数料	200 円 / 件				規定なし			
施設分担金	対象	規定なし				開発面積 1,000 m ² 以上 又は、5 区画以上のもの			
	金額	規定なし				1,000 円 / m ²			
検針	検針人数	委託検針員 (1 名) による検針				地元住民による検針			
	検針月	毎月検針				毎月検針			
	検針員委託料	1 件につき 80 円				規定なし			
料金徴収の形態		口座振替又は納付書により徴収				地元役員による集金			

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	上下水道事業の取扱い	関 係 項 目	下水道事業の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。			

那 賀 5 町 の 状 況

項 目		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容	
流域 関連	公共下水道 事業計画	事業目的	水洗化及び雑排水の処理による生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質汚濁を防止するため。	粉河町の日常生活や、産業活動から排出される汚水を流域下水道へ接続し、生活環境の整備と公共用水域の水質保全を目的に下水道整備計画を策定する。	生活雑排水を処理し、生活環境の整備と公共用水域の水質改善を目的とする。	公共用水域の水質保全と社会基盤の整備を図るをもつて、下水道計画の策定を行う。	流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。	
		都市計画決定	平成 13 年 10 月 2 日	同左	同左	同左		同左
		下水道法事業認可	未認可 (平成 17 年度中に申請予定)	未認可 (平成 17 年度中に申請予定)	未認可 (平成 18 年度中に申請予定)	平成 14 年 10 月 8 日認可		平成 15 年 5 月 20 日認可
		都市計画事業認可	同上	同上	同上	同上		同上
		下水道の種類	公共下水道	公共下水道	公共下水道	特定環境保全公共下水道		公共下水道
		下水の排除方式	分流式	同左	同左	同左		同左
		事業概要	認可	未認可	未認可	未認可		【計画目標年次】 平成 19 年度 【計画区域】 50 ㏍ 【計画人口】 1,280 人
全体	【計画目標年次】 平成 28 年度 【計画区域】 533 ㏍ 【計画人口】 15,600 人	【計画目標年次】 平成 37 年度 【計画区域】 456 ㏍ 【計画人口】 16,603 人	【計画目標年次】 平成 34 年度 【計画区域】 236 ㏍ 【計画人口】 8,700 人	【計画目標年次】 平成 28 年度 【計画区域】 254 ㏍ 【計画人口】 6,500 人	【計画目標年次】 平成 28 年度 【計画区域】 435 ㏍ 【計画人口】 25,000 人			

		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
項 目		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
流域関連以外	特定環境保全 公共下水道	施設の名称	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	貴志川町特定環境保全公共下水道	貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
		手数料					責任技術者の新規登録 一件につき 5,000 円 指定業者の新規指定 一件につき 10,000 円	
		使用料					【家事用】 ・基本料金 10 m ³ まで 1,427 円 ・超過料金(1 m ³ につき) 10 m ³ を超え 60 m ³ まで 122 円 60 m ³ を超える分 152 円 【営業用及び公共用】 ・基本料金 30 m ³ まで 5,300 円 ・超過料金(1 m ³ につき) 30 m ³ を超え 200 m ³ まで 183 円 200 m ³ を超え 350 m ³ まで 203 円 350 m ³ を超える分 224 円 (すべて消費税含む。)	
		受益者分担金					一世帯あたり 101,940 円	
		加入分担金						
	農業集落排水 処理施設	施設の名称	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	西山地区農業集落排水処理施設	西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
		共用開始日					平成 10 年 5 月 1 日	
		加入戸数					1 2 4 戸	
		共用戶数					1 0 0 戸	
		処理区域					貴志川町大字西山、長原の一部	
使用料						【一般】 基本料金 2,000 円/戸 人数割 600 円/人 【工場・事務所】 基本料金 2,000 円/戸 人数割 300 円/人 【店舗】 基本料金 2,000 円/戸 人数割 300 円/人 【公共施設】 基本料金 2,000 円/戸 (すべて消費税含む。)		
加入分担金					400,000 円/戸			

協議第36号

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて（ごみ・し尿・火葬場の取扱い含む）
項目区分	その他の協定項目
担当部会	環境衛生部会
事務局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。</p> <p>一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。</p> <p>指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。</p> <p>持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。</p> <p>ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査する。</p> <p>(2) 火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。</p> <p>火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市</p>

	<p>において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>また、使用料は貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。</p> <p>霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。</p> <p>町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。</p> <p>(3) 環境保全関係は、次のとおりとする。</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止する。</p>
--	---

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	環境衛生関係事業の取扱い(ごみ・し尿関係)	調 整 課
調整方針(案)	<p>(1)ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。</p> <p>一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。</p> <p>指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。</p> <p>持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。</p> <p>ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査する。</p>			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
一般廃棄物処理計画	名 称 打田町一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成5年 計画期間 平成5年～19年	名 称 粉河町一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成10年 計画期間 平成10年～24年	名 称 那賀町一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成5年 計画期間 平成5年～19年	名 称 桃山町一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成8年 計画期間 平成8年～22年	名 称 貴志川町一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成8年 計画期間 平成8年～22年	合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。
				名 称 貴志川桃山清掃施設組合一般廃棄物処理基本計画 策定年度 平成8年 計画期間 平成8年～22年		
一般廃棄物処理施設	名 称 打田町美化センター (昭和48年4月竣工) 敷地面積 11,475㎡ 建築面積 166㎡ 焼却施設 機械化バッチ式 7.5t×2炉=15t (8時間) 作業車両 フォークリフト 1台 収集車両 2tパッカー 4台 2tトラック 1台 2tダンプ 1台 軽貨物 1台	名 称 粉河町塵芥処理場 (昭和47年9月竣工) 敷地面積 15,108㎡ 建築面積 890㎡ 焼却施設 機械化バッチ式 10t×2炉=20t (8時間) 減容機 2機 作業車両 フォークリフト 1台 パワーショベル 1台 タイヤショベル 1台 収集車両 4tパッカー 2台 2tパッカー 5台 2tダンプ 2台 軽貨物 2台	名 称 那賀町アメニティセンター (平成7年4月竣工) 敷地面積 4,241㎡ 建築面積 1,996㎡ 焼却施設 機械化バッチ式 10t×2炉=20t (8時間) 作業車両 フォークリフト 1台 収集車両 2tパッカー 3台 2tダンプ 1台 軽貨物 1台	名 称 貴志川桃山清掃施設組合 塵芥処理場(昭和55年4月竣工) 敷地面積 97,605㎡(貴志川桃山清掃施設組合所有土地) 建築面積 973㎡(貴志川桃山清掃施設組合所有建物) 不燃物処理場(昭和54年4月竣工) 敷地面積 8,431㎡(貴志川町所有土地) 建築面積 328㎡(貴志川桃山清掃施設組合所有建物) 焼却施設(平成14年11月 焼却炉廃止) 機械化バッチ式 10t×2炉=20t (8時間) 減溶機 2機 破碎機 1機 作業車両 フォークリフト 1台 パワーショベル 1台 タイヤショベル 2台 収集車両 4tパッカー 3台 3tパッカー 1台 2tパッカー 2台 2tダンプ 4台 1tダンプ 1台 4tコンテナ車 1台 軽貨物 1台	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。	

ごみ分別及び収集	一般ごみ	可燃ごみ カン ビン 古紙 ペットボトル	2回/週 1回/月 1回/月 2回/月 3回/週	可燃ごみ カン ビン ペットボトル	2回/週 2回/月 1回/月 1回/月	可燃ごみ カン・ビン混合 古紙 ペットボトル	2回/週 1回/月 1回/月 1回/月 4回/月	可燃ごみ カン ビン 古紙 ペットボトル 白色トレイ その他プラ セトモノ 乾電池	2回/週 2~3回/月 2回/月 2回/週 1回/週 1回/週 1回/月 1回/月	左記に同じ	可燃ごみ カン ビン 古紙 ペットボトル 白色トレイ その他プラ セトモノ 乾電池	2回/週 2~3回/月 2回/月 合併時までに調整 1回/週 1回/週 1回/週 1回/月 1回/月
	粗大ごみ	粗大ごみ	2回/年	粗大ごみ	2回/年	粗大ごみ	1回/月	粗大ごみ	1回/年	粗大ごみ	2回/年	合併時までに調整
		収集方法	ステーション方式	収集方法	各戸方式	収集方法	ステーション方式と各戸方式の併用	収集方法	ステーション方式		収集方法	ステーション方式
		収集体制	直営(一部委託)	収集体制	直営	収集体制	直営	収集体制	直営		収集体制	現行のとおり
		収集方法	ステーション方式	収集方法	各戸	収集方法	ステーション方式	収集方法	ステーション方式		収集方法	ステーション方式
		収集体制	委託	収集体制	委託	収集体制	直営	収集体制	委託		収集体制	委託
指定ごみ袋の取扱い		燃えるごみ 大 800mm×650mm 8.8円/枚 小 700mm×500mm 7.8円/枚 資源ごみ 大 800mm×650mm 8.8円/枚 小 700mm×500mm 7.8円/枚 * 業者自由販売(認可制)による参考価格		燃えるごみ資源ごみ兼用 大 800mm×650mm 10円/枚 小 650mm×480mm 8円/枚		未導入		燃えるごみ 大 850mm×600mm 20円/枚 小 750mm×500mm 16.6円/枚 資源ごみ 大 800mm×650mm 20円/枚 小 700mm×500mm 16.6円/枚 セトモノ 600mm×360mm 10円/枚		左記に同じ	【家庭用】 燃えるごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm 資源ごみ 大 850mm×650mm 小 750mm×500mm セトモノ 600mm×360mm 【事業系】 燃えるごみ 850mm×650mm 資源ごみ 850mm×650mm	
持ち込みごみ処理手数料		【家庭系】 無料 【事業系】 1月につき1日平均2kgまで100円とし、1日平均2kg以上1kg増すごとに100円を加えた金額		【家庭系】 無料 【事業系】 取り扱い無し		【家庭系】 可燃ごみ 50円/10kg 不燃ごみ 50円/10kg * 30kg以下無料 【事業系】 可燃ごみ 50円/10kg 不燃ごみ 50円/10kg 高分子 300円/10kg		【家庭系】 可燃ごみ 50円/10kg 不燃ごみ 100円/10kg 高分子 200円/10kg 土砂 50円/10kg 【事業系】 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg 高分子 300円/10kg		左記に同じ	【家庭系】 可燃ごみ 50円/10kg 不燃ごみ 100円/10kg 高分子 300円/10kg 土砂・ガレキ 50円/10kg 【事業系】 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg 高分子 400円/10kg	
ごみ集積施設設置費補助事業		該当無し		該当無し		該当無し		1集積所に1施設 上限 30,000円		1施設1/3補助 上限なし		新設及び改修 1/2補助 上限 500,000円
生ごみ処理器購入に対する補助事業		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 30,000円 容器式 1世帯2基 1/3補助 上限 30,000円		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 20,000円 容器式 1世帯2基 一律 2,000円		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 20,000円 容器式 1世帯2基 一律 2,000円		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 20,000円 容器式 1世帯2基 2/3補助 上限 2,000円		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 30,000円 容器式 1世帯2基 1/3補助 上限 30,000円		電気式 1世帯1基 1/3補助 上限 30,000円 容器式 1世帯2基 1/2補助 上限 2,000円

し尿及び浄化槽汚泥の収集	許可制 し尿 許可業者 2社 許可区域 2社で町道東国分赤尾線の南側区域と北側区域	許可制 し尿 許可業者 1社 許可区域 町内全域	直営制 し尿 直営 町内全域	許可制 し尿 許可業者 1社 許可区域 町内全域	許可制 し尿 許可業者 1社 許可区域 町内全域	収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。																				
	浄化槽汚泥 許可業者 2社 許可区域 2社で町道東国分赤尾線の南側区域と北側区域	浄化槽汚泥 許可業者 1社 許可区域 町内全域	浄化槽汚泥 直営 町内全域	浄化槽汚泥 許可業者 1社 許可区域 町内全域	浄化槽汚泥 許可業者 1社 許可区域 町内全域	し尿汲み取り手数料 業者設定																				
	し尿汲み取り手数料 業者設定	し尿汲み取り手数料 業者設定	し尿汲み取り手数料 130円/18L	し尿汲み取り手数料 業者設定	し尿汲み取り手数料 業者設定																					
	浄化槽清掃手数料 業者設定	浄化槽清掃手数料 業者設定	浄化槽清掃手数料(単位:円)	浄化槽清掃手数料 業者設定	浄化槽清掃手数料 業者設定																					
			<table border="1"> <tr> <td>し尿汲み取り量に応じた金額に右記の基本料と水張料を加算する。</td> <td>人槽</td> <td>基本料</td> <td>水張料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>4,000</td> <td>5,000</td> </tr> </table>	し尿汲み取り量に応じた金額に右記の基本料と水張料を加算する。	人槽	基本料	水張料		5	2,500	3,000		7	3,000	3,500		10	4,000	4,000		15	4,000	5,000			
し尿汲み取り量に応じた金額に右記の基本料と水張料を加算する。	人槽	基本料	水張料																							
	5	2,500	3,000																							
	7	3,000	3,500																							
	10	4,000	4,000																							
	15	4,000	5,000																							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可	許可業者数	一般廃棄物収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥 2社 ごみ 1社	一般廃棄物収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥 1社	無し	一般廃棄物収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥 1社 剪定材・造園関係の廃木材・有機性汚泥 1社	一般廃棄物収集運搬業 し尿・浄化槽汚泥 1社	新市において改めて審査する。																			
	申請手数料	新規 1,000円/件 更新 1,000円/件	新規 1,000円/件 更新 1,000円/件	無し	無し	無し	申請手数料 新規 10,000円/件 更新 10,000円/件																			
浄化槽法第35条第1項の許可	許可業者数	浄化槽清掃 2社	浄化槽清掃 1社	無し	浄化槽清掃 1社	浄化槽清掃 1社	新市において改めて審査する。																			
	申請手数料	新規 1,000円/件 更新 1,000円/件	新規 1,000円/件 更新 1,000円/件	無し	無し	無し	申請手数料 新規 10,000円/件 更新 10,000円/件																			

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	環境衛生関係事業の取扱い（火葬場・墓地関係）	調 整 課
調整方針（案）	（２）火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。 また、使用料は貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。 祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。 霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。 町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。			

那 賀 5 町 の 状 況							調整の具体的内容
区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
火葬場	名 称 打田町火葬場 （昭和31年竣工） 火葬炉数 2炉 使用料 町内 1体 20,000円 学童未満 10,000円 町外取扱い無し 附属施設無し	名 称 粉河町火葬場 （昭和37年竣工） 火葬炉数 3炉 使用料 町内 一般 1体 15,000円 6歳未満 1体 7,000円 汚物焼却 1個 4,000円 町外 一般 1体 50,000円 6歳未満 1体 30,000円 汚物焼却 1個 10,000円 附属施設無し	名 称 那賀町斎場 （平成11年竣工） 火葬炉数 2炉 使用料 町内 12歳以上 1体 30,000円 12歳未満 1体 20,000円 4箇月以上の死胎 1胎 10,000円 4箇月未満の死胎 1体 5,000円 その他 1件 5,000円 町外 12歳以上 1体 60,000円 12歳未満 1体 40,000円 4箇月以上の死胎 1胎 20,000円 4箇月未満の死胎 1体 10,000円 その他 1件 10,000円 附属施設使用料 町内 和室 1室 5,000円 霊安室 1日 5,000円 町外 和室 1室 10,000円 霊安室 1日 10,000円	名 称 桃山町火葬場 （昭和57年竣工） 火葬炉数 2炉 使用料 町内 6歳未満 1体 30,000円 6歳以上 1体 40,000円 町外取扱い無し 附属施設無し	名 称 五色台広域施設組合 （平成4年竣工） 火葬炉数 6炉 使用料 管内 12才以上 1体 20,000円 12才未満 1体 10,000円 16週以上の胎児 1胎 10,000円 16週未満の胎児 1胎 5,000円 その他 1件 5,000円 管外 12才以上 1体 50,000円 12才未満 1体 25,000円 16週以上の胎児 1胎 25,000円 16週未満の胎児 1胎 10,000円 その他 1件 10,000円 附属施設使用料 管内 待合室(和室・洋室) 1室 3,000円 洋室その他使用 1室 10,000円 霊安室 24時間以内 5,000円 （超過分 1時間毎 500円加算） 葬祭式場(和室) 通夜から告別式まで 100,000円 通夜及び告別式のみ 50,000円 葬祭式場(洋室) 通夜から告別式まで 200,000円 通夜及び告別式のみ 25,000円 管外 待合室(和室・洋室) 1室 5,000円 洋室その他使用 1室 20,000円 霊安室 24時間以内 10,000円 （超過分 1時間毎 500円加算） 葬祭式場(和室) 通夜から告別式まで 200,000円 通夜及び告別式のみ 100,000円 葬祭式場(洋室) 通夜から告別式まで 100,000円 通夜及び告別式のみ 50,000円	火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。 使用料 市内 12才以上 1体 20,000円 12才未満 1体 10,000円 16週以上の胎児 1胎 10,000円 16週未満の胎児 1胎 5,000円 その他 1件 5,000円 市外 12才以上 1体 50,000円 12才未満 1体 25,000円 16週以上の胎児 1胎 25,000円 16週未満の胎児 1胎 10,000円 その他 1件 10,000円 附属施設の使用料は現行のとおりとする。	

区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容
祭壇貸付事業	祭壇使用料 祭壇使用1回 10,000円 新祭壇使用1回 50,000円	該当無し	該当無し	該当無し	該当無し	祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。

区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容	
霊柩車貸与事業	基礎額(単位:円)	4,100	該当無し	那賀町斎場を使用する際の専用車(葬送車)につき無料	該当無し	該当無し	霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。
	加算額						
	10 km	1,170					
	20 km	2,080					
	30 km	3,380					
	40 km	4,680					
	50 km	5,980					
	50 kmを超え150 kmまでの場合20 kmまで増すごとの加算額	2,080					
	150 kmを超え500 kmまでの場合30 kmまで増すごとの加算額	3,380					
	500 kmを超える場合50 kmまで増すごとの加算額	5,980					
備考	330						
1. 使用料の割増 午後10時から午前8時までの深夜、早朝作業 1作業につき900円 30分までごとに450円 2. 使用料の割引 生活保護法の適用を受け、葬儀を営む遺体基礎額に限り 免除 行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を受ける遺体で引取人のないもの 基礎額に限り 5割 解剖遺体で官公庁の指示によるもの 基礎額に限り 5割							

区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	調整の具体的内容			
町営墓地関係	打田町営墓地 埋葬料 寝棺及び坐棺 3,700円 ただし、乳幼児は半額 遺骨 1,200円	矢倉墓地	那賀第1墓地 1区画 1等地 5,000円 2等地 3,000円 3等地 1,500円 那賀第2墓地 1区画 80,000円 王子第1墓地 1区画 80,000円	該当無し	該当無し	町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。			
		等級					価格(円)	等級	価格(円)
		1の1					35,000	3の5	89,000
		2の1					44,280	3の6	98,000
		2の2					35,420	4の1	69,000
		2の3					20,240	4の2	89,000
		3の1					52,000	4の3	120,000
		3の2					59,000	4の4	138,000
		3の3					69,000	4の5	
		3の4					79,000	4の6	
		小坂墓地							
		番号					価格(円)		
		1~191					230,000		
		192					580,000		
		193~196					350,000		
197	260,000								
198	470,000								
199~200	580,000								

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	環境衛生関係事業の取扱い(環境保全関係)	調 整 課
調整方針(案)	(3)環境保全関係は、次のとおりとする。 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。 温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
合併処理浄化槽設置整備事業	名 称 打田町合併処理浄化槽設置整備事業 対象者 補助対象となる地域内において、処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。 補助金 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8人槽以上 519,000円	名 称 粉河町合併処理浄化槽設置整備事業 対象者 専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。 補助金 左記に同じ	名 称 那賀町合併処理浄化槽設置整備事業 対象者 補助対象となる地域内において、処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。 補助金 左記に同じ	名 称 桃山町合併処理浄化槽設置整備事業 対象者 処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。 補助金 左記に同じ	名 称 貴志川町合併処理浄化槽設置整備事業 対象者 住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者。 補助金 丸栖地区(公共下水道認可区域内) 5人槽 118,000円 6~7人槽 137,000円 8人槽以上 173,000円 上記以外の地区 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8人槽以上 519,000円	対象者は、住宅に処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者とする。 補助金は、公共下水道認可区域外については新市においても現行のとおりとし、区域内については、区域外の1/3とする。 公共下水道認可区域内 5人槽 118,000円 6~7人槽 137,000円 8人槽以上 173,000円 公共下水道認可区域外 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8人槽以上 519,000円
温室効果ガス削減実行計画	未策定	未策定	未策定	未策定	名 称 貴志川町地球温暖化対策実行計画 目 的 貴志川町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。 策定年度 平成11年	新市において策定する。
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	該当無し	該当無し	該当無し	名 称 桃山町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 対象者 町内において自らが居住する住宅にシステムを設置した者、又はシステム付き住宅を購入した者で、新エネルギー財団補助金の交付決定を受けているもの。 補助金 6万円/Kw 上限 400,000円	該当無し	合併時に廃止する。

協議第 3 7 号

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 3 0 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>（ 1 ） 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。</p> <p>（ 2 ） プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。</p> <p>（ 3 ） 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。</p> <p>（ 4 ） 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。</p> <p>（ 5 ） 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。</p> <p>（ 6 ） 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるものとする。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	商工・観光振興関係事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。</p> <p>(2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。</p> <p>(3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。</p> <p>(4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。</p> <p>(5) 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。</p> <p>(6) 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるものとする。</p>			

区 分	各 町 の 状 況					(平成15年度実績)	調整の具体的内容
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
商工会	名称	打田町商工会	粉河町商工会	那賀町商工会	桃山町商工会	貴志川町商工会	商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。
	会員数	334名	370名	230名	216名	417名	
	目的	商工業の発展、社会福祉の増進のため商工会事業活動の円滑化を図る。	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
	補助金等 内容	商工会補助金 8,000,000円 商工会IT講習事業補助金 1,000,000円	商工振興補助金 8,500,000円	町商工会補助金 3,400,000円	商工会補助金 7,350,000円 青年部・女性部補助金 343,000円 年末イベント補助金 343,000円 商工会景気対策緊急事業補助金 2,450,000円	商工会補助金 13,444,870円	
プレミアム商品券補助事業	名称	打田町商工会商品券事業補助金	粉河町商業振興事業協同組合商品券(補助なし)	那賀町地域商工活性化事業補助金	該当なし	貴志川商業協同組合振興補助金	プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。
	概要	消費者の利便と購買力の町外流出の防止、更には町の活性化を促進することを目的として打田町商工会が実施する事業で、その事業費用の一部を補助する。 総事業費4,500千円の内3,000千円を町が補助する。	粉河町商業振興事業協同組合が実施する事業で、地域商工業の活性化と売上促進をその目的とする。	消費者の利便と購買力の町外流出の防止、更には町の活性化を促進することを目的として那賀町商工会が実施する事業で、その事業費用の一部を補助する。 額面500円の商品券(商品券事業加盟店のみ使用可)を450円で販売し、プレミアム分(1割)と、商品券等印刷代の一部(定額)を町が補助する。		商品券の発行、共同売出し、共同宣伝を中心とした販売促進に寄与することを目的として「きしがわ商業協同組合(中小組合法に基づく事業協同組合)」が実施する事業で、その事業費用の一部を補助する。	
	補助金額	3,000,000円		1,571,050円		400,000円	

区 分		各 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
中小企業資金利 子補給金	名称	事業実施なし	粉河町商工業者借入金利子補給金	事業実施なし	桃山町小企業資金利子補給金	貴志川町小企業資金利子補給	中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお制度については新市において一元化する。
	目的		経済環境の変化に対して商工業者を育成し、もって本町商工業の活性化を図るため、その利子の一部を補給することにより、経営の改善と安定に資することを目的とする。		経済環境の変化に対して小企業者を育成し、もって本町商工業の活性化を図るため、その利子の一部を補給することにより、小企業経営の改善と安定に資することを目的とする。	経済環境の変化に対して小企業者を育成し、もって本町商工業の活性化を図るため、その利子の一部を補給することにより、経営の安定と発展に資することを目的とする。	
	対象者及び対象		粉河町内で商工業を営み、且つ粉河町に住民登録をしている者のうち、次の金融機関等から融資を受けている者、及び粉河町都市計画街路事業実施者で、その事業のため借り受けた融資で、当該年度の12月31日現在借入残高があり、指定の期日までに交付申請を行った者 交付対象限度額は最高500万円とする。 【対象金融機関】 国民生活金融機関 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 商工貯蓄共済金融 その他(銀行、金庫、信用組合、農業協同組合により借り入れた設備資金・運転資金に限る。)		町内に住所を有する者で、町内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む者、又は町内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む者 桃山町商工会を通じて借り受けた次の資金、又は商工会の指導を受け借り受けた同資金 町税(国保税を含む。)を完納している者 【資金区分】 ・国民金融公庫制度融資 ・中小企業金融公庫融資 ・商工組合中央金庫融資 ・商工貯蓄共済融資 ・小企業等経営改善資金融資 ・環境衛生金融公庫の融資 ・和歌山県中小企業融資 ・整理回収機構の融資 ・民間金融機関の融資 (和歌山県信用保証協会付のみ) 【対象となる資金】 事業にかかる運転資金又は設備資金	町内に住所を有する者で、町内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む者、又は町内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む者 貴志川町商工会の指導を受けて借り入れた次の資金 町税(国保税を含む。)を完納している者 【資金区分】 ・国民金融公庫制度融資 ・環境衛生金融公庫制度融資 ・商工貯蓄共済融資 【対象となる資金】 事業にかかる運転資金又は設備資金	
利子補給金額		均等配分(4,000円) 比例配分(利子補給金額から申請該当者の均等配分の金額を差し引いた金額を申請該当者各人の借入残高で比例配分する。) 交付金額(均等配分+比例配分)		利子補給率0.5%(最高利子補給額30,000円とし、100円以下切り捨てる。)とする。ただし、延滞利子は除くものとする。	利子補給率0.5%(最高利子補給額30,000円とし、10円以下切り捨てる。)とする。ただし、延滞利子は除くものとする。		

区 分		各 町 の 状 況					調整の具体的内容	
		打田町	粉河町	那賀町		桃山町		貴志川町
観光協会	名称	設立準備中 (仮称打田町観光協会)	粉河町観光協会	葛城観光協会	藤崎観光協会	桃山町観光協会	貴志川町観光協会	観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。 ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。
	事業概要	打田町の観光PR活動と特産品の研究開発並びに販売促進を目的に平成17年度中を目途に設立予定	粉河町の観光PR活動を中心に観光事業を行い、多くの観光客を誘致する。	祝日「みどりの日」(4/29)に、五穀豊穡、登山客の安全を祈る神事や各種イベントを行う。	紀仙郷県立自然公園(藤崎弁天神社)の清掃及び植木の手入れ等を実施し、観光資源の景観保全活動を行う。	桃山町の自然、景観と農林商工業の特色を活かした観光の開発と特産品の消費宣伝を行い、地域の活性化に資することを目的とした事業を実施する。	観光及び特産品に関する調査及び研究 観光資源の開発及び保存 特産品の宣伝及び紹介 観光地の宣伝及び紹介 観光及び特産品事業に関する情報資料の収集 観光協会としての意見をまとめ、これを関係機関に申し立てること その他本会の目的達成のための必要な事業	
	会員数		22			15	65	
	補助金等		観光協会補助金 1,500,000円	葛城観光協会 助成金 400,000円	藤崎観光協会 助成金 20,000円	観光協会補助金 98,000円	観光協会補助金 3,800,000円	
観光イベント・伝統行事		【名称】アイラブウチタ 【主催】アイラブウチタ実行委員会 【開催時期】8月第1日曜日 【助成等】補助金14,000,000円	【名称】粉河祭 【主催】粉河祭だんじり運行委員会 【開催時期】7月最終の土・日曜日 【助成等】補助金6,000,000円	【名称】青洲まつり 【主催】青洲まつり実行委員会 【開催時期】10月 【助成等】委託料5,000,000円	【名称】桃山まつり 【主催】桃山まつり実行委員会 【開催時期】3月最終又は4月第1日曜日 【助成等】補助金9,829,000円	【名称】きしがわ夏まつり 【主催】きしがわ夏まつり実行委員会 【開催時期】8月第1土曜日 【助成等】補助金4,000,000円	観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。	
			【名称】粉河町民祭 【主催】粉河町民祭実行委員会 【開催時期】7月最終の土・日曜日 【助成等】補助金13,000,000円	【名称】夏まつり in 那賀 【主催】那賀町夏まつり実行委員会 【開催時期】8月最終の日曜日 【助成等】補助金2,000,000円	【名称】ホテルサミット 【主催】参加13町村 【開催時期】毎年、開催市町村にて決定 【助成等】負担金140,000円			
主な観光資源		・紀伊国分寺歴史公園 ・百合山の森 ・アクトアスレチック基地 (パラライダー・加)	・粉河寺 ・ハイランドパーク粉河 ・龍門山 ・秋葉山公園	・青洲の里 ・名手本陣 ・かつらぎ山	・桃源郷 ・雄滝雌滝公園 ・細野キャンプ場	・きしべの里公園 ・大池遊園 ・ほたるの館 ・平池野鳥公園	観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるものとする。	

協議第38号

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	建設部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。</p> <p>(2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。</p> <p>(4) 都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は17人以内とし、任期は3年とする。また、委員構成については、貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p> <p>(5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	都市計画業務の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	(1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。 (2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。 (4) 都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は17人以内とし、任期は3年とする。また、委員構成については、貴志川町の例を基本とし調整を図る。 (5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
項目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
都市計画マスタープラン	該当なし	該当なし	該当なし	1. 目的 都市計画体系を実現し、都市づくりに対する合意形成の促進を図る。 2. 策定年月日 平成14年11月8日	1. 目的 左記に同じ 2. 策定年月日 平成11年5月25日	新市において長期総合計画作成後、策定する。
都市計画事業	1. 名称 町道井阪打田線改良工事 2. 規模 840m 3. 内容 都市計画道路の整備 4. 期間 平成12年度 ~平成21年度	1. 名称 松井石町線（街路事業） 2. 規模 300m 3. 内容 都市計画道路の整備 4. 期間 平成13年度 ~平成19年度	1. 名称 愛宕池公園整備事業 2. 規模 4.12ha 3. 内容 ・多目的広場 ・ゲートボール場 （テニスコート兼用） ・憩いの広場 ・管理棟 等の整備 4. 期間 平成15年度 ~平成19年度	1. 名称 桃源郷運動公園 2. 規模 9.9ha 3. 内容 ・第三種公認陸上競技場 （サブグラウンド含む） ・学習体験館 ・修景施設（公園） ・遊戯施設 等の整備 4. 期間 平成14年度 ~平成20年度	1. 名称 平池及び平池周辺整備事業 2. 規模 事業計画区域 34ha 3. 内容 ・進入道路及び公園 ・平池の環境保全及び古墳 （4基）の保全 ・駐車場、遊歩道 等の整備 4. 期間 平成14年度 ~平成18年度	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
都市計画区域	1. 設定年月日 昭和44年5月20日 2. 計画区域面積 3,971ha（一部指定）	1. 設定年月日 昭和31年6月1日 2. 計画区域面積 4,739ha（一部指定）	1. 設定年月日 昭和44年5月20日 2. 計画区域面積 2,812ha（町全域）	1. 設定年月日 平成12年5月2日 2. 計画区域面積 1,542ha（一部指定）	1. 設定年月日 平成6年1月1日 2. 計画区域面積 2,249ha（町全域）	現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。

都市計画審議会	<p>1. 定数 10人以内 (現行 10人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年9月30日 ～平成18年10月3日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(4人) 町議会委員 3号委員(2人) 行政機関関係職員</p>	<p>1. 定数 10人 (現行 10人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年10月20日 ～平成18年10月19日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(5人) 知識経験のある者 2号委員(5人) 町議会委員</p>	<p>1. 定数 10人以内 (現行 9人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年9月1日 ～平成18年8月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(4人) 町議会委員 3号委員(2人) 行政機関関係職員</p>	<p>1. 定数 16人以内 (現行 13人)</p> <p>2. 任期 3年 平成14年11月1日 ～平成16年10月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人) 学識経験者 2号委員(3人) 町議会委員 3号委員(2人) 関係行政機関若しくは県の職員 4号委員(4人) 地元有識者</p>	<p>1. 定数 14人以内 (現行 14人)</p> <p>2. 任期 3年 平成15年4月1日 ～平成17年3月31日</p> <p>3. 委員構成 1号委員(4人以内) 学識経験者 2号委員(4人以内) 町議会委員 3号委員(2人以内) 関係行政機関若しくは県の職員 4号委員(4人以内) 町の住民</p>	<p>合併時に統合する。 定数は17人以内とし、任期は3年とする。委員構成については貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p>
計画区域内における建築物の建築制限	<p>1. 目的 敷地面積に対する建築物の規模を制限することにより、調和のとれた市街地環境の形成を図る。</p> <p>2. 適用区域 都市計画区域内</p> <p>3. 制限 建ぺい率：70% 容積率：200%</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 適用区域 左記に同じ</p> <p>3. 制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 適用区域 町内全域</p> <p>3. 制限 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 適用区域 都市計画区域内</p> <p>3. 制限 建ぺい率：60% 容積率：200%</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 適用区域 町内全域</p> <p>3. 制限 建ぺい率：70% 容積率：200%</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
土砂等による埋立許可	<p>該当なし</p>	<p>1. 内容 土地の区画・形質の変更、埋め立て等に関する許可</p> <p>2. 添付書類 給水設計図・運土計画図 現況公図・施設等計画構造図 流域図・合成図 等</p> <p>3. 適用面積 1,000㎡以上</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 左記に同じ</p>	<p>1. 内容 左記に同じ</p> <p>2. 添付書類 左記に同じ</p> <p>3. 適用面積 500㎡以上</p>	<p>申請手続きについては現行のとおりとし、適用面積については合併時に統一する。</p>

協議第39号

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	建設部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。</p> <p>(2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。</p> <p>(4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。</p> <p>(6) 河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。</p> <p>(8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。</p> <p>(9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	建設関係事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。 (2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。 (4) 道路新設改良及び維持修繕(町単独)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。 (6) 河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。 (7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。 (8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。 (9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。			

那 賀 5 町 の 状 況

項 目		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的内容
変町道手続線及び認定、廃止手続	区分	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	町道の路線認定、路線変更、路線廃止、区域変更	
	議会	議会で議決(随時)	議会で議決	議会で議決(随時)	議会で議決	議会で議決	
	告示	議決後、告示手続を行う (路線認定、区域決定、供用開始、路線変更) 告示手続(区域変更)	議決後、告示手続を行う。 (路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更)	議決後、告示手続を行う。 (路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更)	議決後、告示手続を行う。 (路線認定、路線変更、区域決定、供用開始、区域変更)	議決後、告示手続を行う。 (路線認定、区域決定、供用開始、路線変更、区域変更)	
	町道の種別	1級町道・・・主要町道 2級町道・・・普通町道	1種町道・・・幅員4m以上 2種町道・・・幅員4m以上 3種町道 1種・2種の区分は交通量による。	1級町道・・・主要町道 2級町道・・・普通町道 その他の町道	1級町道・・・主要町道 2級町道・・・普通町道 その他の町道	1種町道・・・幅員4m以上の主要町道 2種町道・・・幅員2.5m以上の普通町道	

道 路 占 用 料	5町統一済み						現行のとおり新市に引き継ぐ。一部運用で免除している分については合併時まで調整する。
	項目	種類	単位	占用料	(単位:円)	備考	
	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物)	第1種電柱	1本につき1年		770		
		第2種電柱			1,200		
		第3種電柱			1,600		
		第1種電話柱	1本につき1年		690		
		第2種電話柱			1,100		
		第3種電話柱			1,500		
		その他の柱類			53		
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年		7		
		地下電線その他地下に設ける線類			4		
		地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年		360		
		PHS無線基地局	1基につき1年		310		
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年		1,100		
郵便差出箱		1個につき1年		450			
広告塔	表示面積1㎡につき1年		1,100				
その他のもの	占有面積1㎡につき1年		1,100				

道 路 占 用 料	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件 (水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)	外径が0.1m未満のもの		長さ1mにつき1年	36	【桃山町】 町水道に関して、個人引き込み管については、占用扱いで占用料は免除。 町水道の個人引き込み管については、個人管理となっているため。
		外径が0.1m以上0.15未満のもの			53	
		外径が0.15以上0.2未満のもの			71	
		外径が0.2以上0.4未満のもの			140	
		外径が0.4以上1.0未満のもの			360	
		外径が1.0以上のもの			710	
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 (第3号：鉄道、軌道その他これらに類する施設 第4号：歩廊、雪よけその他これらに類する施設)			占用面積1㎡につき1年	1,100	
	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設 (地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設)	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	占用面積に0.003を乗じて得た額	
			階数が2のもの		占用面積に0.005を乗じて得た額	
			階数が3以上のもの		占用面積に0.006を乗じて得た額	
		上空に設ける通路			710	
		地下に設ける通路			360	
	その他のもの		1,100			
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設 (露天、商品置場その他これらに類する施設)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	11	
その他のもの		占用面積1㎡につき1月	110			
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1日	110		
		その他のもの	表示面積1㎡につき1月	1,100		
	標識		1本につき1年	850		
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11		
		その他のもの		110		
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11		
		その他のもの	〃	110		
		アーチ	車道を横断するもの	〃		1,100
その他のもの	〃		540			
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	110		

道路 占 用 料	道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条5号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1月	110			
	道路法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1月	占有面積に0.008を乗じて得た額		
			階数が2のもの	"	占有面積に0.011を乗じて得た額		
			階数が3のもの	"	占有面積に0.015を乗じて得た額		
			階数が4以上のもの	"	占有面積に0.016を乗じて得た額		
			その他のもの	"	占有面積に0.008を乗じて得た額		
	道路法施行令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1月	占有面積に0.008を乗じて得た額		
			階数が2のもの	"	占有面積に0.011を乗じて得た額		
			階数が3のもの	"	占有面積に0.015を乗じて得た額		
			階数が4以上のもの	"	占有面積に0.016を乗じて得た額		
その他のもの			"	占有面積に0.018を乗じて得た額			
急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収	分担金の額	該当なし	町負担金の100分の50 (内、町50%、受益者50%) (協議により受益者負担の一部を町が負担)	地元負担なし	地元負担なし	地元負担なし	現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業の受益者負担については新市において調整する。
	分担金の納期限		工事着手前(実体は事業費確定後発行) 11月納入				
	延滞金		規定なし				
	分担金の還付、追徴		事業費確定後に発行するためなし				
	分担金の徴収猶予、減免		公共施設と関連を持ち、必要があると認められる施設				
	罰則		規定なし				
	寄付金の額		規定なし				

町道新設改良及び維持修繕(町単独)	路線数	610路線	611路線	420路線	257路線	662路線	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
	総延長	229,100m	247,562m	140,010m	174,645m	178,683m		
	実延長	225,467m	247,562m	138,377m	171,939m	177,354m		
	改良済延長	85,714m	41,707m	28,825m	32,929m	74,785m		
	未改良延長	139,753m	205,855m	109,552m	138,010m	102,569m		
	管理者	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
	工事施工	新設改良	建設業者による請負施工	業者発注	業者発注	業者発注		請負
維持修繕		建設業者発注または地域区長(草刈作業等)に発注。	業者発注を原則としているが、工事を伴わない簡易なもの及び地元奉仕の場合は賃金・原材料費で対応。	請負	業者発注又は直営	直営又は、請負		
災害防止工事	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
交通安全対策事業	事業内容	・ガードレール ・カーブミラー ・道路案内表示	・カーブミラー設置・修繕(委託料) ・ガードレール設置・修繕(工事請負費) ・防護柵設置	・ガードレール ・カーブミラー ・デリネーター ・防護柵 ・エッジポインター	・カーブミラー設置、修繕 ・ガードレール設置、修繕	・カ-ブミラ-の設置 ・ガ-ドレ-ルの設置 ・防護柵の設置 ・道路照明灯の設置	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
	地元との調整方法	各大字区長が窓口対応し地域住民の要望をとりまとめる。管理者は区長と調整する。	当初予算作成時、各地区から出される要望に基づいて現地調査のうえ対応している。	区長及び町内会長の要望により設置する	当初予算作成時、各地区から出される要望に基づいて現地調査のうえ対応している。	区長さんを通じて関係者と協議を行う。		
	決定方法	町の判断により、緊急度の高いところから対応している。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ		左記に同じ
河川、排水路の維持修繕	河川	種別	普通河川	準用河川	普通河川	普通河川	現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。	
		数	12(町管理)	6	(災害時のみ指定)	(災害時のみ指定)		2
		総延長		4,251m				1,010m
	排水路	数	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		該当なし
	管理者	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
	施工	維持修繕	業者発注	業者発注(護岸等)	業者委託	業者発注		業者発注
浚渫		打田町または業者発注	業者発注(3箇所 沈砂池)	業者委託	業者発注	業者発注		

河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理	行為の禁止	該当なし	河川に対し、みだりに損傷、汚損し、又は土石、竹木、汚物その他これらに類するものを投棄する外、保全又は利用に支障を及ぼすおそれがある行為をしてはならない。	該当なし	何人も河川に対し、次に掲げる行為をしてはならない。 1)みだりに河川を損傷し又は汚損すること。 2)みだりに河川に土砂、竹木、その他これらに類するものを投棄すること。 3)前号に掲げるものを除くほか、みだりに河川の保全又は利用に支障を来するおそれがある行為をすること。	該当なし	新市においても引き続き実施する。																
	行為の制限	該当なし	河川において、次の行為をしようとする者は、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。 ・しゅんせつ、掘削、盛土等の工事をすること。 ・河川の流水の清潔、方向、流量、幅員又は深浅に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの。	該当なし	何人も河川に関し町長の許可を受けなければ次に掲げる行為をしてはならない。 1)しゅんせつ、掘削、盛土等の工事をすること。 2)土砂、竹木等の物件を堆積すること。 3)竹木を流送すること。 4)前号に掲げるものを除くほか、河川の流水の清潔、方向、分量、幅員又は深浅に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。	該当なし																	
	使用料	該当なし	上屋、倉庫、仮設小屋、その他の建築物 軌道、軌条 物揚場、物干場、物置場、棧橋、通路、橋梁 船舶係留、木材係留 さく類 管類、線類 外径80cm未満のもの 外径80cm以上のもの	和歌山県流水占有料に準ずる。	該当なし	<table border="1"> <tr> <td>使用目的</td> <td>単位</td> <td>1カ月占有料</td> </tr> <tr> <td>通路橋梁</td> <td>1㎡</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>各種埋設（口径の著しく大きいものを除く）</td> <td>1m</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>電柱等</td> <td>1本</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（単位：円）</td> </tr> </table>		使用目的	単位	1カ月占有料	通路橋梁	1㎡	230	各種埋設（口径の著しく大きいものを除く）	1m	36	電柱等	1本	350	（単位：円）			該当なし
	使用目的	単位	1カ月占有料																				
	通路橋梁	1㎡	230																				
	各種埋設（口径の著しく大きいものを除く）	1m	36																				
電柱等	1本	350																					
（単位：円）																							
使用料の減免		公共の用に共するほか、公益その他特別の事由があると認められるときは減免することができる。																					
延滞金等		規定なし																					
罰則		2千円以下の科料に処する。																					

ポンプ場及び樋門等の維持管理	ポンプ場	操作管理 委託の内容	該当なし	該当なし	町管理（建設課）	(町管理)操作を地元水防団に操作委託 大雨・洪水等の災害による被害の発生を防止し、被害を軽減するために必要があると判断した場合は、直ちにポンプを運転する。又、関連樋門閉鎖時にポンプの操作を円滑に行い、もって災害発生を防止すること。 (イ)操作及び点検整備 (ロ)操作及び点検整備の記録及び報告 (ハ)操作に必要な器具及び資材の保管 (ニ)町管理者が行う点検整備及び検査時の立会	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
		維持管理	該当なし	該当なし	保守点検業務委託している。	(町管理)河川巡視を行い、豪雨等により出水河川の氾濫等が予想される場合は、長の指示を受け災害防止のための臨機の措置をとる。	該当なし	
	樋門・樋管	操作管理	紀ノ川堤防 右岸 樋門1箇所。 樋管1箇所。 国土交通省より管理依頼を受けて地元近隣住民5名に操作委託。	(町管理)地元消防団に操作委託 (イ)操作及び点検整備 (ロ)操作及び点検整備の記録及び報告 (ハ)操作に必要な器具及び資材の保管 (ニ)河川管理者が行う点検整備及び検査時の立会	国土交通省の委託を受けて町が実施。(樋門操作員と委託契約) 建設課で樋門2基を操作管理委託	(町管理)操作を地元水防団に操作委託 (イ)操作及び点検整備 (ロ)操作及び点検整備の記録及び報告 (ハ)操作に必要な器具及び資材の保管 (ニ)河川管理者が行う点検整備及び検査時の立会	国土交通省の委託を受けて町が実施。(樋門操作員と委託契約) 総務課で樋門3基を操作管理委託	
		維持管理	毎月2回操作点検地元委託。保守は国土交通省	(町管理)河川巡視を行い、河川内の流れを妨げる流木、流層等を取り除くものとする。尚、豪雨等により出水河川の氾濫等が予想される場合は、長の指示を受け災害防止のための臨機の措置をとる。	国土交通省の委託を受けて町が実施。(樋門操作員と委託契約)	(町管理)河川巡視を行い、河川内の流れを妨げる流木、流層等を取り除くものとする。尚、豪雨等により出水河川の氾濫等が予想される場合は、長の指示を受け災害防止のための臨機の措置をとる。	国土交通省の委託を受けて町が実施。(樋門操作員と委託契約)	

道路施設管理委託業務 (道路清掃、草刈、花壇の管理等)	委託業務	道路清掃 1 1箇所。 草刈、清掃、カン拾い 清掃作業年間 3回・草刈 2回	道路清掃(草刈) 7線 道路清掃(草刈) 9箇所 清掃草刈(土砂排土) 年1回~2回委託	道路清掃及び草刈り 草刈、清掃、カン拾い 清掃作業は随時依頼する。	道路清掃(草刈) 4線 国道、県道沿線花壇の管理 3箇所 道路清掃(ゴミ、空き缶等清 掃)国道、県道沿線 草刈(土砂排土) 道路清掃(ゴミ、空き缶等清 掃)及び花壇の管理 草刈については年2回委託 道路清掃及び花壇の管理につ いては月1回	町道沿線花壇の管理 2箇所 道路清掃及び草刈(町道全般)	新市において効率的な管理体制 の確立に努める。
	委託先	老人会	業者及び地元関係者 地元関係者	那賀町シルバー人材センター	地元関係者及び業者 地元関係者(老人会) 地元関係者	(町作業員で対応) 一部草刈については、貴志川 町シルバー人材センター	
生活環境施設整備補助金(区道、共同下水等)	申請書類	該当なし	該当なし	該当なし	生活環境施設整備事業補助金交 付申請書	集落道・集落排水路の整備要望 書を受理し、各区長宛認定済書 を送付	現行制度を見直し、一元化を図 る。
	添付書類	該当なし	該当なし	該当なし	・事業計画書、関係者の同意書 ・事業実施地区の見取り図	・工事着工時に着手届(完成時 に完成届が必要) ・位置図、計画図	
	補助基準	該当なし	該当なし	該当なし	区道の改良、舗装及び補修で次 の要件を満たすもの ア)利用者3戸以上 イ)工事費30万円以上 共同利用下水道改良事業で次の 要件を満たすもの ア)共同利用者2戸以上 イ)工事費20万円以上	利用者2戸以上	
	補助率	該当なし	該当なし	該当なし	1/3以内。但し住民の通行等 に著しく妨げになっている区道 又は、周辺的生活環境に著しく 悪影響を及ぼしている共同下水 道で町長が緊急を要すると認め た事業については2/3以内と する。	集落道・集落排水については、 精算額の5割補助	

町道整備工事補助金	申請書類	事業補助金交付申請書、 事業計画書	町道整備事業採択申請書	該当なし	該当なし	二種町道整備事業申請書、 位置図、計画書	市道の維持管理は、市が行うため、合併時に廃止する。 なお、路線の見直しにより廃止となる路線については、生活環境施設整備補助金にて対応する。	
	添付書類		位置図					
	補助基準	総幅員3.00m以上の道路、 橋梁新設、改築。	町で定める三種町道					町で定める2種町道
		総幅員1.50m以上の道路、 路面舗装。						
補助率	新設、改良事業		町負担率25%以内			精算額の7割		
	総幅員	補助率						
	3.0～4.0m未満	50%以内						
	4.0m以上	70%以内						
	舗装							
	総幅員	補助率						
1.5～2.5m未満	50%以内							
2.5～3.0m未満	66.7%以内							
3.0m以上	80%以内							

協議第40号

各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて

各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	建設部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>（1）公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>（2）改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>（3）住宅計画（ストック総合活用計画）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（4）きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	公営住宅事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。 (2) 改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。 (3) 住宅計画(ストック総合活用計画)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			

那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容
項目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
公 営 住 宅 事 業	該当なし	1. 現状 団地数： 3 戸 数： 69 2. 募集の方法 入居者は、公募によるものとする。 3. 入居資格 公営住宅に入居することができる者は、現に同居、又は同居しようとする親族があること その者の収入が規定されている金額を超えないこと 高齢者、障害者の世帯又は同居者に障害がある世帯 月額 268,000 円 一般世帯 月額 200,000 円 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること	1. 現状 団地数： 5 戸 数： 120 2. 募集の方法 左記に同じ 3. 入居資格 那賀町に住所を有する者 現に同居し、または同居しようとする親族がある者 本人、同居者の収入の合計が次の金額を超えないこと 高齢者、障害者の世帯又は同居者に障害がある世帯 月額 268,000 円 一般世帯 月額 200,000 円 現に住宅に困窮していることが明らかな者 外国人については外国人登録を行っていること 納税等の義務を果たしているもの	1. 現状 団地数： 1 戸 数： 20 2. 募集の方法 左記に同じ 3. 入居資格 町営住宅に入居することができる者は、現に同居し又は同居しようとする親族があること その者の収入が規定されている金額を超えないこと 高齢者、障害者の世帯又は同居者に障害がある世帯 月額 268,000 円 一般世帯 月額 200,000 円 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぎ公営住宅法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後一元化に努めるものとする。

4. 入居の決定
- ・申込みをした者の数が住宅の戸数を越える場合は、住宅困窮度の高い者から入居を決定する。
 - ・住宅困窮度の判断基準は、町長が別規則に定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
 - ・住宅困窮順位の定め難い者については、公開の抽選により入居者を決定する。
5. 家賃の決定
- ・公営住宅の家賃は認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、規定する方法により算出した額とする。
 - ・ただし、収入の申告のない場合においては、当該入居者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
6. 敷金
- ・入居時の3ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲で敷金を徴収することができる。
7. 連帯保証人
- ・原則として、入居決定者の親族であること。
 - ・確実な保証能力を有するものであること
8. 入居の手続き
- 入居決定者は、入居の決定の日から10日以内に保証人2名の連署する請書を提出し、敷金を納付しなければならない。

4. 入居の決定
- ・申込みをした者が募集戸数を越える場合は公開抽選によって入居者を決定する。
5. 家賃の決定
- 左記に同じ
6. 敷金
- 左記に同じ
7. 連帯保証人
- 左記に同じ
8. 入居の手続き
- 入居決定者は、入居の決定の日から10日以内に入居決定者と同程度以上の収入を有する方で、適当と認められる保証人の連署する請書を提出し、敷金を納付しなければならない。

4. 入居の決定
- ・住宅困窮する実情を調査し住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
 - ・住宅困窮順位が定め難い者については公開抽選によって入居者を決定する。
 - ・住宅困窮度の判定基準は入居者選考委員会の意見を聴いて定める。
5. 家賃の決定
- 左記に同じ
6. 敷金
- 左記に同じ
7. 連帯保証人
- 左記に同じ
8. 入居の手続き
- 入居決定者は、入居の決定の日から10日以内に保証人1名の連署する請書等を提出し、敷金を納付しなければならない。

改良住宅事業	<p>1. 現況 団地数： 3 戸数： 38</p> <p>2. 入居資格 ・対策事業により住宅を失ったもの（地区住民に限る）</p> <p>3. 入居の決定 ・住宅審議会の意見を参考に町長が決定する。</p> <p>4. 家賃の決定 一律 15,000 円</p> <p>5. 敷金 ・入居時の 3 カ月分の家賃に相当する額を徴収する。</p>	該当なし	<p>1. 現況 団地数： 17 戸数： 175</p> <p>2. 入居資格 那賀町に住所を有する者 現に同居し、または同居しようとする親族がある者 本人、同居者の収入の合計が次の金額を超えないこと</p> <p>高齢者、障害者の世帯又は同居者に障害がある場合 月額 268,000 円 一般世帯 月額 200,000 円</p> <p>現に住宅に困窮していることが明らかな者 外国人については外国人登録を行っていること 納税等の義務を果たしているもの</p> <p>3. 入居の決定 ・申し込みをした者が募集戸数を超える場合は、公開抽選によって入居者を決定する。</p> <p>4. 家賃の決定 ・町営住宅の家賃は認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、規定する方法により算出した額とする。</p> <p>・ただし、収入の申告のない場合においては、当該入居者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>5. 敷金 ・入居時の 3 カ月分の家賃に相当する金額の範囲内で敷金を徴収することができる。</p>	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり新市に引き継ぎ住宅地区改良法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後一元化に努めるものとする。</p>
--------	---	------	--	------	------	--

住宅計画（ストック総合活用計画）	該当なし	該当なし	<p>1. 名称 那賀町営住宅ストック総合活用計画</p> <p>2. 目的 那賀町の公共賃貸住宅の現状並びに将来において果たすべき役割と需要を踏まえたうえで、町内の既設の町営住宅団地について、入居者の居住安定・団地敷地の有効活用・良質な住宅ストックの形成に向けて、総合的な観点からの用途廃止・譲渡・統合・住宅改善等を行うストック活用事業の基本方針及びスケジュールを検討し、「那賀町営住宅ストック総合活用計画」を策定する。</p> <p>3. 策定年月日 平成 15 年 3 月</p> <p>4. 計画期間 平成 15 年度から平成 24 年度（10 年間）</p>	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
きのくに木造住宅耐震化促進事業	<p>1. 目的 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、きのくに木造住宅耐震化事業費補助金交付要綱に基づき実施する。</p> <p>2. 対象建築物 ・ 町内の民間のもの ・ S.56.5.31 以前に着工された住宅 ・ 枠組み壁工法、丸太組工法、建基法旧 38 条認定工法以外の木造 ・ 2 階以下で延面 200 m²以下のもの</p> <p>3. 計画期間 平成 16 ~ 20 年度（5 力年）</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象建築物 左記に同じ</p> <p>3. 計画期間 平成 17 ~ 20 年度（4 力年）</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象建築物 左記に同じ</p> <p>3. 計画期間 平成 16 ~ 20 年度（5 力年）</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象建築物 左記に同じ</p> <p>3. 計画期間 左記に同じ</p>	<p>1. 目的 左記に同じ</p> <p>2. 対象建築物 左記に同じ</p> <p>3. 計画期間 左記に同じ</p>	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議第 4 1 号

各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて

各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 3 0 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	企画部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	(1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。 (2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	町営バス運行事業の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。			

那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容																								
打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町																									
未実施	未実施	未実施	<p>事業名 桃山町巡回バス運行事業</p> <p>愛称 ももちゃん号</p> <p>目的 中山間地域における少子高齢化時代の交通弱者の移動手段を確保するとともに、紀の川コミバスやJRと連携することにより、住民の利便性向上を図る。また、町内の主要施設を巡回する事により公共機関等へのアクセスを確保する。</p> <p>事業主体 桃山町</p> <p>運行事業者 和歌山バス那賀株式会社</p> <p>運行開始日 平成14年10月1日</p> <p>運行車両 小型バス(トヨタハイエース)×1台 定員15名</p> <p>停留所 47箇所</p> <p>利用料金 大人 100円 小児・学生(高校生以下)・障害者及びその介護者は無料 回数券販売 11枚綴り 1,000円</p> <p>所要時間等 奥安楽川コース 103分 ただし始発と最終はコース途中までの運行 安楽川・調月コース 65分 各コース1日に4便運行</p> <p>運行時間 午前6時30分から午後7時26分まで</p> <p>運休日 毎週日曜日、12月31日、1月1日～3日</p> <p>運行経費 運行経費から料金収入(消費税差引後)を差し引いた額を補助金として運行事業者に交付 経費の内訳 人件費、燃料費、下井阪駅駐車場代 車両維持費等(修繕費、保険料等) 車両リース料、予備車維持費</p> <p>利用状況等 年間利用者数</p> <table border="1"> <tr> <td>H13年度</td> <td>H14年度</td> <td>H15年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,109人</td> <td>4,517人</td> </tr> </table> <p>平成14年度はH14.10.1～H15.3.31</p> <p>桃山町巡回バス運行補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>H14年度決算</td> <td>H15年度決算</td> <td>H16年度予算</td> </tr> <tr> <td>4,709千円</td> <td>9,951千円</td> <td>10,434千円</td> </tr> </table>	H13年度	H14年度	H15年度		2,109人	4,517人	H14年度決算	H15年度決算	H16年度予算	4,709千円	9,951千円	10,434千円	<p>事業名 貴志川町コミュニティバス運行事業</p> <p>愛称 ゆめさき号</p> <p>目的 交通弱者の交通手段を確保し、誰もが自由に利用できる町内巡回バスを実現する事により、住民福祉の一層の向上を図る。</p> <p>事業主体 貴志川町</p> <p>運行事業者 有田交通株式会社</p> <p>運行開始日 平成9年8月15日</p> <p>運行車両 マイクロバス(日産シビリアン)×1台 定員26名</p> <p>停留所 54箇所</p> <p>利用料金 無料</p> <p>所要時間等 東貴志コース 30分 丸栖コース 32分 西貴志コース 38分 各コース1日に4便運行</p> <p>運行時間 午前8時15分から午後5時30分まで</p> <p>運休日 1月1日～3日</p> <p>運行経費 補助金として運行事業者に交付 経費の内訳 運行業務(運転手人件費及び燃料費) 車両維持管理費用 車両リース料(運行開始から5年間現在は不用)</p> <p>利用状況等 年間利用者数</p> <table border="1"> <tr> <td>H13年度</td> <td>H14年度</td> <td>H15年度</td> </tr> <tr> <td>24,251人</td> <td>24,748人</td> <td>28,651人</td> </tr> </table> <p>コミュニティバス運行補助金</p> <table border="1"> <tr> <td>H14年度決算</td> <td>H15年度決算</td> <td>H16年度予算</td> </tr> <tr> <td>8,634千円</td> <td>8,208千円</td> <td>8,208千円</td> </tr> </table>	H13年度	H14年度	H15年度	24,251人	24,748人	28,651人	H14年度決算	H15年度決算	H16年度予算	8,634千円	8,208千円	8,208千円	町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。
H13年度	H14年度	H15年度																											
	2,109人	4,517人																											
H14年度決算	H15年度決算	H16年度予算																											
4,709千円	9,951千円	10,434千円																											
H13年度	H14年度	H15年度																											
24,251人	24,748人	28,651人																											
H14年度決算	H15年度決算	H16年度予算																											
8,634千円	8,208千円	8,208千円																											

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	町営バス運行事業の取扱い	調整課
調整方針(案)	(2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。			

紀の川コミュニティバスの現況																	
事業名	紀の川コミュニティバス運行事業(紀北巡回線)																
目的	点在する総合病院や商業施設、役場などを結びつける公共交通の確保、また地域において多く存在する、バスネットワークからはずれた交通不便地域の解消のため、新たなバスネットワークを構築する。																
運行主体	打田町、桃山町、貴志川町、岩出町																
運行事業者	和歌山バス那賀株式会社																
運行開始日	本格運行：平成14年4月1日																
運行車両	中型ワンマンバス(日野リエッセ)×2台 定員38名																
停留所	49箇所																
利用料金	大人：150円均一 障害児者及びその介護者は半額 子供：80円均一 回数券：(11枚綴り)1,500円																
所要時間等	東(右)回りコース 100分 西(東)回りコース 100分 各コース1日に6便運行																
運行時間	午前6時20分から午後7時10分まで																
運休日	1月1日～3日																
運行経費	運行経費から営業収入(消費税差引後)及び国、県補助金を差し引いた額を補助金として運行事業者に交付 経費の内容 運行乗務(運転手人件費及び燃料費) 車両維持管理費用 車両リース料																
利用状況等	年間利用者数 <table border="1"> <tr> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> <tr> <td>32,960人</td> <td>35,171人</td> </tr> </table> 紀の川コミュニティバス運行補助金 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H14年(H13.10.1~H14.9.30)</th> <th>H15年(H14.10.1~H15.9.30)</th> </tr> <tr> <td>国補助金</td> <td>3,516,000円</td> <td>6,399,500円</td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td>3,516,000円</td> <td>6,399,500円</td> </tr> <tr> <td>4町補助金</td> <td>6,313,410円</td> <td>9,460,270円</td> </tr> </table> 平成14年の運行期間はH14.4.1～H14.9.30	平成14年度	平成15年度	32,960人	35,171人		H14年(H13.10.1~H14.9.30)	H15年(H14.10.1~H15.9.30)	国補助金	3,516,000円	6,399,500円	県補助金	3,516,000円	6,399,500円	4町補助金	6,313,410円	9,460,270円
平成14年度	平成15年度																
32,960人	35,171人																
	H14年(H13.10.1~H14.9.30)	H15年(H14.10.1~H15.9.30)															
国補助金	3,516,000円	6,399,500円															
県補助金	3,516,000円	6,399,500円															
4町補助金	6,313,410円	9,460,270円															

備考

【紀の川コミュニティバス運行路線図】

【主要バス停】

- ・那賀総合庁舎
- ・公立那賀病院
- ・下井阪駅東
- ・打田町役場
- ・めっけもん広場前
- ・貴志町下
- ・岩出駅
- ・船戸山
- ・桃山町役場
- ・桃山町役場
- ・貴志川町役場

調整の具体的内容

紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。

第 8 回協議会の開催について

第 8 回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日（木）午後 1 時 3 0 分から
- ・ 場 所 桃山町保健福祉センター 2 階 ピーチホール

那賀 5 町合併協議会委員名簿

(平成16年9月28日現在)

町名	委員区分	職名	氏名	備考
打田町	1号委員	打田町長	根来公士	
	2号委員	打田町助役	藤永知宏	
	3号委員	打田町議会議長	木戸昌明	監査委員
	4号委員	打田町議会議員	榎本喜之	
	5号委員	学識経験者	奥順司	
		学識経験者	上野富一	
学識経験者		南木和子		
粉河町	1号委員	粉河町長	服部一	会長
	2号委員	粉河町助役	増田敏郎	
	3号委員	粉河町議会議長	箕輪光芳	
	4号委員	粉河町議会議員	杉原勲	
	5号委員	学識経験者	松井信雄	
		学識経験者	大西洋太郎	
学識経験者		柳本益代		
那賀町	1号委員	那賀町長	東健兒	
	2号委員	那賀町助役	丸井幸次	
	3号委員	那賀町議会議長	原延治	
	4号委員	那賀町議会議員	黒田七郎	
	5号委員	学識経験者	仮屋肇昇	監査委員
		学識経験者	岡田邦夫	
学識経験者		藤田佐代子		
桃山町	1号委員	桃山町長	山下忠男	
	2号委員	桃山町助役	千田弘	
	3号委員	桃山町議会議長	福原信行	
	4号委員	桃山町議会議員	大森道夫	副会長
	5号委員	学識経験者	宇田寛	
		学識経験者	津田愛珂	
学識経験者		西平美和		
貴志川町	1号委員	貴志川町長	中村慎司	副会長
	2号委員	貴志川町助役	武部善次	
	3号委員	貴志川町議会議長	高田英亮	
	4号委員	貴志川町議会議員	竹村広明	
	5号委員	学識経験者	松浦猛	
		学識経験者	河上泰三	
学識経験者		田村美代子		
和歌山県	5号委員	那賀振興局長	堂本正秀	